

プラットフォーマー調書の設計

—EU 行政協力指令（DAC7）の示唆—

高 橋 麻 莉

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

デジタルプラットフォームを介した取引は、近年、世界経済において急速に拡大し、その影響力を強めている。しかし、その急成長の一方で、プラットフォーム事業者は仲介的な立場にとどまり、特に国際的な取引に関しては、所得情報の把握に課題が残されている。この問題意識は、政府税制調査会における議論や、平成 31 年度税制改正による情報照会制度の導入といった国内の動きにも反映されている。しかし、既存の制度が収集する情報の範囲は、なお限定的である。

他方、国際的な動向として、OECD はモデルルール「Model Rules for Reporting by Platform Operators with respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy」（略称「MRDP」）を策定し、各国・地域に対してプラットフォーム事業者による取引情報の報告義務化と、それに基づく国際的な自動的情報交換の実施を推奨している。これを受け、欧州連合（EU）はさらに一步踏み込み、第 7 次行政協力指令「Directive on Administrative Cooperation 7」（略称「DAC7」）により、EU 域内のプラットフォーム事業者に加え、域外の事業者にも EU 居住者に関する情報報告義務を課す制度を導入した。

本稿の目的は、OECD の MRDP 及び EU の DAC7 に代表されるプラットフォーム情報報告制度の日本への導入可能性を検討し、その際に想定される制度的課題を分析することにある。具体的には、日本がこれらの国際的枠組みに準拠した情報報告制度を導入する場合における制度設計の選択肢、既存の制度との整合性、必要となる法改正及びシステム改修のコスト、さらに国際的な情報交換体制の構築に向けた課題について、詳細に検討を行う。

2 研究の概要

第 1 章では、シェアリングエコノミーやギグエコノミーといった新たな経

済形態の拡大によって生じた税務執行上の問題を取り上げ、現行の源泉徴収制度、消費税との関係性、情報照会制度の限界等の状況を整理するとともに、プラットフォーム情報報告制度の必要性を明らかにする。

第 2 章では、OECD が策定した MRDP の制度設計を研究する。MRDP は、プラットフォーム事業者に対して、販売者（ユーザー）に関する取引情報の報告を義務付けることで、個人間取引や短期賃貸等の捕捉困難な所得を可視化しようとするものである。報告された情報は、OECD が整備する多国間情報交換協定を通じて、販売者の居住地国等に提供されることとなっている。

第 3 章では、EU が MRDP を基に制度化した DAC7 について分析を行う。MRDP がソフトローであるのに対し、DAC7 は法的拘束力を有するハードローであり、EU 居住者の取引を仲介する域内外のプラットフォーム事業者に報告義務を課している。ただし、EU 域外の国・地域の制度が DAC7 と同等と評価された場合には、当該国・地域に所在する事業者の報告義務は免除される。これらの法技術の組合せは、EU 市場へのアクセスを梃子として、第三国に制度の追随を促す、いわゆるブリュッセル効果の一形態であり、OECD と連動しつつ、DAC7 を国際的な報告ルールとして浸透させる EU の戦略的意図を示すものと解される。

第 4 章では、DAC7 の執行における実務的課題を整理する。DAC7 により、プラットフォーム事業者には販売者に関する情報収集及び検証（いわゆるデューデリジェンス）義務が課され、取得・報告される情報の取扱いに際しては、EU 一般データ保護規則（GDPR）が適用される。これらの要因により、DAC7 の導入及び運用には税務当局・事業者双方にとって相応のコストが伴うことが試算されており、人的・技術的インフラの整備が必要となっている。また、DAC7 は所得課税にとどまらず、VAT（付加価値税）政策との連携の下、ViDA や CESOP を通じて間接税分野にも応用されている。

第 5 章では、日本におけるプラットフォーム情報報告制度の導入について、その課題と展望を論じる。MRDP／DAC7 が要請するデューデリジェンスを可能とするには、マイナンバー制度との連携や IT インフラの強化が求めら

れるが、現行の法定調書との接続可能性、番号法や個人情報保護法との整合性、プラットフォーム課税の応用等の考えられる論点について検討する。

3 結論

プラットフォーム経済において、適正かつ公平な課税を実現するためには、MRDP/DAC7 に示される国際的な枠組みを参照しつつ、日本においても既存の法定調書を基盤としたプラットフォーム情報報告制度、すなわち「プラットフォーマー調書」の導入が求められる。

もっとも、その導入にあたっては、法制度の設計に加え、既存の IT インフラの改修、さらには納税者や事業者との協力関係に基づく執行体制の整備といった多岐にわたる課題が存在する。短期的には、国内における情報収集体制の強化を通じて居住者情報の把握を図る一方、長期的には、国際的な枠組みに整合的な制度設計を通じて、情報交換ネットワークへの参加を検討する必要がある。

目 次

はじめに	159
第 1 章 プラットフォーム経済と税務上の課題	161
第 1 節 新たな経済形態への課税アプローチ	161
1 源泉徴収義務の適用可能性	161
2 消費税との関連	163
3 プラットフォーム事業者の報告義務	164
4 情報報告と法定調書の類似性	164
第 2 節 政府税制調査会における議論	165
第 3 節 情報照会制度	167
第 4 節 プラットフォーム情報報告制度の必要性	168
第 2 章 OECD モデルルールの構造	170
第 1 節 MRDP の基本設計	170
1 背景と政策目的	170
2 制度概要	171
3 國際的な情報交換	175
第 2 節 制度的意義と課題	176
1 情報ギャップは正としての意義	177
2 制度の限界と主要国への参加動向	177
第 3 章 EU 指令 (DAC7) の立法	180
第 1 節 EU 法の域外への波及	180
1 ブリュッセル効果による制度輸出	180
2 域外事業者への適用	181
3 DAC シリーズ初の仕組み	182
第 2 節 DAC7 の立法過程と構造	183
1 MRDP を参照した EU 指令	183
2 目的の改変	184

3 DAC7 の制度概要 (MRDPとの比較)	186
第3節 EU 域外プラットフォーム事業者の報告義務	190
1 域外事業者への直接的な適用	190
2 同等性決定	191
第4節 DAC7 の政策的影響	194
1 国際標準の設定	194
2 制度設計への示唆	197
第4章 DAC7 の執行	199
第1節 プラットフォーム事業者の負担	199
1 デューデリジェンス義務	199
2 GDPR との整合性	200
3 EU 域外事業者の対応例	202
4 業界の反応	204
第2節 制度導入の財政的影響	206
1 欧州委員会による費用便益分析	206
2 ドイツの実施例	209
第3節 裁判例に基づく法的制約	211
1 DAC 関連判決	212
2 比較法的視点による調整	215
第4節 VAT 政策との連携	215
1 DAC7 の VAT への活用	216
2 VAT in the Digital Age (ViDA)	217
3 CESOP 決済データによる補完	218
第5節 今後の展望	220
1 制度横断的な情報収集	220
2 コンプライアンス負担と執行	220
3 EU における税制の見直し	222
第5章 日本版プラットフォーマー調書の課題	224

第 1 節 制度導入の前提条件	224
第 2 節 法定調書との接続	225
1 法定調書の概要	225
2 法定調書の種類と分類	226
3 支払調書の提出義務	227
4 本人確認とデューデリジェンス	230
5 個人情報保護との関係	231
第 3 節 国際的な情報交換の実現	235
1 法定調書の自動的情報交換	235
2 新しい情報交換ネットワークへの参加	236
第 4 節 プラットフォーム課税の応用可能性	237
1 国外事業者への適用	237
2 制度的課題	238
第 5 節 技術主導の税務執行への転換	240
1 情報管理の要請	240
2 技術への投資と協力関係	241
結語 制度横断改革の必要性	242

はじめに

2020 年 7 月、経済協力開発機構（OECD）は、シェアリング・ギグエコノミーにおけるプラットフォーム事業者の情報報告制度に関するモデルルール「Model Rules for Reporting by Platform Operators with respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy」（以下、「MRDP」という。）を公表した。これを契機として、欧州連合（EU）は 2021 年に第 7 次行政協力指令「Directive on Administrative Cooperation 7」（以下、「DAC7」という。）を採択し、EU 域内外のプラットフォーム事業者に対して取引情報の収集及び報告を義務付ける制度を導入した。本稿では、これら一連の制度を総称して「プラットフォーム情報報告制度」と呼ぶ。

先行研究においては、プラットフォーム情報報告制度の意義や日本導入への期待が論じられる一方で、制度の構造、具体的な執行メカニズム、コスト負担、そして EU の制度輸出としての作用等、その比較法的検討は必ずしも十分に尽くされていない。英語の格言に「悪魔は細部に宿る (The devil is in the details)」があるように、制度設計においては、立法背景等を含めてその詳細を理解し、執行可能性を分析することが重要である。

本稿は、OECD の MRDP 及び EU の DAC7 の制度設計を比較法的に分析し、プラットフォーム情報報告制度の日本導入に伴う法的課題等を検討することを目的とする。特に、既存の法制との整合性の観点から、法定調書との関係に焦点を当てる。本稿では、日本の法定調書を発展させたプラットフォーム情報報告制度を、便宜上「プラットフォーマー調書」と呼ぶ。

本稿の構成は、次のとおりである。

第 1 章では、デジタルエコノミーの拡大に伴って生じた税務執行上の問題を整理し、従来の源泉徴収制度や情報照会制度の限界を踏まえて、プラットフォーム情報報告制度の必要性を明らかにする。

第 2 章では、OECD の MRDP 及び多国間情報交換協定の構造を整理する。

第 3 章では、EU が MRDP を基礎として制度化した DAC7 について、その

背景・構造・独自規定等を考察する。

第 4 章では、DAC7 の執行面に焦点を当て、事業者の負担・個人情報保護・制度コスト・VAT 政策との連携といった観点からその実態を分析する。

最後に第 5 章では、日本におけるプラットフォーム情報報告制度の実装を検討する。既存の法定調書や消費税のプラットフォーム課税を踏まえつつ、支払者概念の見直し、マイナンバーを含む個人情報の保護、国外事業者への適用、コスト制約といった課題を総合的に評価し、プラットフォーマー調書の設計の方向性を提示する。

なお、特段の記載がない限り、本稿は原則として令和 7（2025）年 6 月末時点の情報に基づく⁽¹⁾。ただし、同年 7 月から 9 月末までに公表された関連資料のうち、本稿の論旨に重要な関連性を有するものについては、補足的に参照した。

(1) 本稿脚注で参照するインターネット上のリンク先は、2025 年 7 月 4 日に最終確認済である。最終確認日の注記は省略する。同年 7 月から 9 月末までに引用した資料については、当該資料の公表時点において内容を確認した。

第1章 プラットフォーム経済と税務上の課題

近年、デジタルエコノミーの急速な発展により、プラットフォームを介して財やサービスを提供し、所得を得る新たな経済活動が顕著に増加している。この新たな経済形態は、税務行政において二つの課題を顕在化させている。第一に、税務当局が必要とする情報と実際に取得可能な情報との乖離、すなわち情報ギャップである。第二に、本来徴収されるべき税額と実際の徴収額との差、すなわちタックスギャップである。

特に、ギグワーカーの多くは源泉徴収や年末調整の枠組みの外側に位置するため、税負担が十分に反映されない事態が生じうる。また、このような状況は、給与所得者等との税負担の均衡に関する課題を生じさせており、租税の公平性及び中立性の観点から制度的な改善が望まれている。

これらの課題については、学界や政府税制調査会を中心に、多様な議論が積み重ねられてきた。本章では、まず関連する先行研究及び政策を整理し、議論の現在地を確認する。

第1節 新たな経済形態への課税アプローチ

1 源泉徴収義務の適用可能性

2020年、東京財団研究所の森信茂樹氏は、ギグワーカーへの課税の適正化には、①プラットフォーム事業者による情報提供義務（法定調書の拡充）、②源泉徴収制度の導入の二つを検討すべきとし、特にマイナポータルを活用した日本型記入済み申告制度の導入を提言した⁽²⁾。2022年、早稲田大学の渡辺徹也教授も、OECDのMRDPを参照しつつ、プラットフォーム事業者によ

(2) 森信茂樹「シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの発達と税制の課題」『フィナンシャル・レビュー』143号9-29頁（財務省財務総合政策研究所、2020年6月）。より広義の税務上の課題については、森信茂樹『デジタル経済と税：AI時代の富をめぐる攻防』（日本経済新聞出版社、2019年4月）を参照。

る情報提供義務の導入と、マイナポータルとの連携強化を提案した上で、源泉徴収義務の導入可能性についても検討を行った⁽³⁾。また海外においても、プラットフォーム事業者に源泉徴収義務を課すことによる事業者側の負担に着目し、制度設計上のバランスや実務的配慮の必要性を指摘する分析が行われている⁽⁴⁾。

京都産業大学の野一色直人教授は、支払調書のような報告制度の導入を検討しつつ、副業収入が一定額を超えた場合の簡易申告制度や、雑所得の一部自動課税（源泉徴収）方式等を提案した⁽⁵⁾。ただし、必要経費や損失補填との整合性をどのように確保するかを課題としている。

2023 年、税務大学校の北澤一郎教授は、①プラットフォーム事業者への源泉徴収義務付けと②法定調書（支払調書）の提出義務付けを比較検討した⁽⁶⁾。その結果、プラットフォーム事業者に源泉徴収をさせる方式は、課税漏れ防止に一定の効果が期待できる反面、非課税所得やごく少額の副収入にも課税を及ぼすため還付申告が増え、効率的ではないと論じた⁽⁷⁾。これに対し、プラットフォーム事業者から税務当局への情報提供（法定調書提出）を義務化する制度については、ギグワーカーの適正申告を促し、源泉徴収よりも効率的で公平な方策として評価している。

(3) 渡辺徹也「プラットフォームワーカー・ギグワーカーと課税」ジュリスト 1572 号 35-41 頁（有斐閣、2022 年 6 月）。

(4) Vázquez, J.M., De Raedt, S. Tomo, A. Nieto, F. Palma Cruz, P. Riccardi Sacchi, A.L., "Withholding Tax Obligations and Liabilities Imposed on Digital Platforms to Ensure the Effective Taxation of Their Sellers," IBFD International Tax Studies (ITAXS), Vol. 7(2) (2024)。同研究では、ベルギー、イタリア、メキシコ、ウルグアイの 4 か国で施行されている制度をケーススタディとして取り上げ、デジタルプラットフォームに課される源泉徴収義務について詳細な比較分析を行った。プラットフォーム側の負担（法令遵守コスト、システム開発コスト等）や、異なる国で異なる規制が適用されることによる断片化の問題に触れ、これらの負担が納税者にとって過度なものとならないようすべくと主張している。

(5) 野一色直人「提供者の所得税課税の現状とあり方」税研 228 号 45-58 頁（日本税務研究センター、2022 年 12 月）。

(6) 北澤一郎「ギグワーカー等に係る課税の在り方について」税務大学校論叢 110 号 1-78 頁（2023 年 6 月）。

(7) 同上。

関西学院大学の一高龍司教授は、これらの議論を整理した上で、税収確保を目的として私人に協力を求める制度の法的限界及び政策的妥当性について検討を加え、私人に課される情報申告義務が必要最小限にとどまる場合には、当該義務による負担が期待される税収との均衡を保ちうるものであり、憲法上の要請に抵触する可能性は低いと論じている⁽⁸⁾。

2 消費税との関連

プラットフォームユーザーに対して、所得課税のみならず消費課税についても情報収集・徵収に課題があるとして、名古屋大学の高橋祐介教授は、BtoC デジタルサービスを展開する国外事業者の遵守コストの問題等を指摘した⁽⁹⁾。関連して、情報の非対称性を解消する手段としてプラットフォームに報告義務を課すことで、購入者保護と課税の公平の両立を図るべきとする意見もある⁽¹⁰⁾。

さらに、令和 6 年度税制改正により導入された消費税のプラットフォーム課税を基に、所得課税においても国際的なプラットフォーム事業者への報告義務の整備を求める論考がある⁽¹¹⁾。プラットフォーム課税は、従来までの消費税の原則とは異なり、供給者に納税義務を課すのではなく、取引を仲介するプラットフォーム事業者を納税義務者とする点に特徴がある。

敬愛大学の渡辺智之教授は、当該課税が、①海外サプライヤーによる供給、②消費者向けデジタルサービス、③特定プラットフォーム事業者による対価の收受の場合にのみ限定的に適用されると指摘した上で、消費税の納税義務を取引の仲介者であるプラットフォーム事業者にシフトするという意味で

(8) 一高龍司「徵収手続における納税者以外の私人の役割—源泉徵収制度に焦点を当て」租税法研究 53 号 56-79 頁（租税法学会、2025 年 6 月）。

(9) 高橋祐介「デジタルプラットフォームビジネスと税務情報収集・徵収の課題」NBL1213 号 55-60 頁（商事法務、2022 年 3 月）。

(10) 野澤理恵「購入者及びプラットフォーマーの課税の現状とあり方」税研 228 号 31-44 頁（日本税務研究センター、2022 年 12 月）。

(11) 溝口史子「プラットフォーム課税の展望：日本の消費税制度が進むべき方向性は」税務弘報 72(3)号 115-123 頁（中央経済社、2024 年 3 月）。

は、消費税の原則の大きな例外であるとしてその重要性を強調する⁽¹²⁾。

なお、プラットフォーム課税の導入を提言した令和 5 年 11 月の財務省有識者研究会の報告書でも、プラットフォームに集約される取引・決済情報の活用が、納税の円滑化・適正化に資するとの認識が示されている⁽¹³⁾。

3 プラットフォーム事業者の報告義務

同志社大学の倉見智亮教授は、事務負担や適正な執行という観点から、プラットフォーム事業者に報告義務を集約させるべきとし⁽¹⁴⁾、MRDP に触れつつ、主要国（米・英・加・豪）の報告制度を比較し、デジタルプラットフォームを通じた所得把握の動向を概観した⁽¹⁵⁾。さらに、明治大学の大野雅人教授は、MRDP と関連させて、EU の DAC7 について詳細に解説し、国際的な情報共有に対応するプラットフォーム情報報告制度の必要性を論じている⁽¹⁶⁾。

4 情報報告と法定調書の類似性

プラットフォーム事業者による情報報告は、第三者から所得関連情報を入手するという点で、既存の法定調書と共通する。これは、納税者本人による自己申告に加え、支払者等からの第三者報告を通じて納税義務の適切な履行を促し、申告納税制度を補完する仕組みである⁽¹⁷⁾。

(12) 渡辺智之「デジタルプラットフォームと消費課税」日本機械輸出組合・国際税務研究会（2025 年 3 月）。

(13) 国境を越えたデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方に関する研究会「国境を越えたデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方について」（2023 年 11 月）。

(14) 倉見智亮「ギグ・エコノミーと所得税制」租税研究 873 号 129-138 頁（日本租税研究協会、2022 年 7 月）。

(15) 倉見智亮「諸外国におけるシェアリング・エコノミー課税の現状」税研 228 号 59-70 頁（日本税務研究センター、2022 年 12 月）。

(16) 大野雅人「DAC7: EU におけるプラットフォーム出店者情報の収集—プラットフォーム運営者の報告義務と税務当局による情報交換」租税研究 865 号 122-147 頁（日本租税研究協会、2021 年 11 月）。

(17) 倉見智亮「租税確定手続における情報提供」租税法研究 47 号 1-16 頁（租税法学

2019 年、相山女学園大学の柴由花教授は、法定調書（報酬、利子、配当の支払調書等）を参考に、マイナンバーと e-Tax の連携を視野に入れつつ、プラットフォームに対して法定資料の提出義務を課すことを提案した⁽¹⁸⁾。

第 2 節 政府税制調査会における議論

政府税制調査会でも、デジタルエコノミーに対応した納税環境整備が重要課題とされてきた。2017 年 6 月には、諸外国の適正かつ公平な課税の実現に係る諸制度とそのための情報収集の在り方等の海外調査報告がなされた⁽¹⁹⁾。そして 2018 年 10 月、政府税制調査会の下に「納税環境整備に関する専門家会合」が設置され、第 1 回会合で一般社団法人シェアリングエコノミー協会から業界の取組状況についてヒアリングが行われた⁽²⁰⁾。同年 11 月の総会では、ICT の進展に対応した納税環境整備がテーマとなり、将来的にプラットフォーム情報報告制度を構築する方向性が示唆され⁽²¹⁾、2021 年 8 月の納税環境整備に関する専門家会合では、MRDP の概要が紹介された⁽²²⁾。

また、2022 年 6 月には英国・フランス・ドイツを対象とした海外出張調査が実施され、デジタルエコノミー下における所得把握の仕組み等について、各国

会、2019 年 7 月)。特に「Ⅱ 申告前における情報提供」参照。

- (18) 柴由花「納税者情報の提供義務をめぐる制度改革と課題」日税研論集 75 号 141-183 頁（日本税務研究センター、2019 年 3 月）。
- (19) 政府税制調査会「第 10 回 税制調査会（2017 年 6 月 19 日）」「[総 10-1] 政府税制調査会 海外調査報告（総論）」(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai.html>)。
- (20) 政府税制調査会「第 1 回 納税環境整備に関する専門家会合（2018 年 10 月 24 日）」「[実 1-3] 外部有識者ヒアリング資料（シェアリングエコノミー協会の取り組みについて）」(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/noukan/2018/30noukan1kai.html>)。
- (21) 政府税制調査会「第 20 回 税制調査会（2018 年 11 月 7 日）」「[総 20-3] 経済社会の ICT 化等に伴う納税環境整備のあり方について（意見の整理）」(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen20kai.html>)。
- (22) 政府税制調査会「第 6 回 紳税環境整備に関する専門家会合（2021 年 8 月 10 日）」「[実 6-2] プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルールについて」(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/noukan/2021/3noukan6kai.html>)。

当局とのヒアリングが行われた⁽²³⁾。当該調査では、シェアリングエコノミーやギグエコノミーの拡大に伴い、従来の第三者報告制度では新たな所得稼得形態の捕捉が困難となっていることが各国共通の課題として認識され、MRDPへの関心が示された⁽²⁴⁾。特にフランスは、2019 年以降、国内法によりプラットフォーム事業者に利用者取引の報告義務を課しており、この制度が先進的な事例として紹介されている⁽²⁵⁾。また付加価値税（VAT）に関しても、EU が 2015 年から B2C デジタルサービスに関して「みなし役務提供者」ルールを導入し、プラットフォームに VAT の納税義務を課している点が注目されている⁽²⁶⁾。

さらに、2024 年 11 月には、「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」第 1 回会合が開催され、適正かつ公平な課税の実現に向け、第三者たるプラットフォーム事業者が保有する情報の利活用方策が主要な論点として提示された⁽²⁷⁾。同会合において事務局は、暗号資産の報告枠組み（Crypto-Asset Reporting Framework, CARF）と並ぶ国際的な情報報告制度として、MRDP を紹介している⁽²⁸⁾。同会合の議事録によれば、MRDP は国境を越えるデジタル取引の透明性を向上させるための多国間の試みとして捉えら

(23) 政府税制調査会「第 14 回 税制調査会（2022 年 9 月 7 日）」「[総 14-5] 海外調査報告書（欧州）」(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2022/4zen14kai.html>)。

(24) 同上。併せて「[総 14-4] 海外調査報告（欧州）発表資料」を参照。また、「第 19 回 税制調査会（2022 年 10 月 18 日）」「[総 19-1] 財務省説明資料（個人所得課税）」でも紹介されている。

(25) フランスは、2019 年からプラットフォーム事業者に対し利用者の取引件数・総額等を税務当局に報告する義務を課していた。言い換えれば、DAC7 の域内義務化（2023 年 1 月施行、2024 年 1 月報告開始）よりも前に、国内法ベースで独自の報告制度を導入していた。

(26) EU では、2015 年から B2C デジタルサービスの課税地を「仕向地主義」に変更し、同時にデジタルプラットフォームを「みなし役務提供者」として課税主体とみなす仕組みを導入した。これを発展させたのが第 4 章第 4 節 2 で後述する ViDA であり、デジタルプラットフォームを「みなし供給者（deemed supplier）」とし、対象を短期宿泊サービスや旅客輸送サービス等、物理的サービスにまで広げている。

(27) 政府税制調査会「第 1 回 経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（2024 年 11 月 13 日）」「[デ 1-2] 財務省説明資料（税務手続のデジタル化）」(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/digital-noukan/2024/6digital-noukan1kai.html>)。

(28) 同上、財務省説明資料 7 頁「第三者の有する情報の交換・連携」。

れているが、具体的な制度設計に関する検討は示されておらず、主として事務局による概要紹介にとどまっている⁽²⁹⁾。

その後、2025 年 5 月に開催された同第 2 回会合では、MRDP そのものへの直接的な言及は見られないものの、国境を越えた電子商取引 (EC) に対する消費税課税が中心的な議題となり、特に国外事業者への執行上の困難性が議論された⁽³⁰⁾。例えば、納税管理人又は税務代理人の未選任又は調査直前の解任により当局との連絡が不可能となる事例や、複数のプラットフォーム事業者を経由する取引形態の複雑性により、国外事業者の全体像や取引情報を把握することが困難である点が指摘されている⁽³¹⁾。

以上のとおり、現段階では、政府税制調査会において MRDP の国内導入や制度設計の具体化に関する本格的な議論には至っていない。しかし、プラットフォーム経済における適正かつ公平な課税の実現のため、プラットフォーム情報報告制度への期待は高まっているといえる。

第 3 節 情報照会制度

平成 31 年税制改正により、国税通則法にプラットフォーム事業者等からの情報収集を可能とする新たな枠組みが整備された。具体的には、同法 74 条の 7 の 2（特定事業者等への報告の求め）が新設され、また同法 74 条の 12（当該職員の事業者等への協力要請）の改正により、事業者等への任意協力要請の法的根拠が明確化された。

この改正は、デジタル取引に伴う所得捕捉の必要性に応えるものであり⁽³²⁾、

(29) 同上、議事録 19 頁。

(30) 政府税制調査会「第 2 回 経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（2025 年 5 月 13 日）」「[デ 2-3] 財務省説明資料（国境を越えた EC 取引に係る適正な課税に向けた課題）」(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/digital-noukan/2025/7digital-noukan2kai.html>)。

(31) 同上、「[デ 2-4] 国税庁説明資料（国外事業者に対する執行上の課題）」。

(32) 背景として、税務職員の質問検査権について、「仮想通貨取引やインターネットを利用した在宅事業等による匿名性の高い所得を有する者を把握し、特定する手段とし

プラットフォーム事業者等に対し、特定納税者の氏名・住所・取引額等の情報照会を可能とする⁽³³⁾。情報照会制度の下では、例えば東京国税局が Uber Japan に対し、配達員の報酬データの提出を求めた事例がある⁽³⁴⁾。これは、同制度の有効性を示すものではあるが、一方で事業者等への事務負担の観点から報告の求めの対象となる取引の要件等の明確化を求める見解もある⁽³⁵⁾。また、情報照会制度は事後的な個別照会にとどまり、事前の情報収集には至らず、特に国外事業者に対する執行力には限界がある。

第 4 節 プラットフォーム情報報告制度の必要性

前節までの分析から示されたように、プラットフォーム事業者に対する源泉徴収義務の導入、消費税におけるプラットフォーム課税との連携、既存の情報照会制度には、それぞれ実務上の課題が存在する。まず、源泉徴収方式は、取引形態や当事者関係が多様なプラットフォーム経済においては適用が困難である。次に、消費税のプラットフォーム課税は、所得課税における納税者の特定や申告補完とは制度趣旨が異なる。さらに、現行の情報照会制度は、事前的かつ網羅的な所得捕捉には至っておらず、特に国外拠点を有する事業者への執行には限界が指摘されている。

こうした課題に対する有効な対応策として、所得課税を目的としたプラット

では活用することが困難な状況となっていたこと」がある。財務省「令和元年度 税制改正の解説」866-867 頁。

(33) 財務省は、改正趣旨として、「相手方となる事業者等の事務負担への配慮や制度の慎重な運用を図る観点をも踏まえ、高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な手段として、事業者等へ報告を求める措置を創設する」と説明している。同上。

(34) 宮口貴志「国税当局がウーバーに情報提供要求 ついに税務調査 配達員の無申告狙い撃ち」(KaikeiZine コラム、2021.7.2 公開、2022.5.30 更新)
(<https://kaikeizine.jp/article/23786/>)。

(35) 情報照会制度の創設の背景や概要を整理し、特に「特定事業者等への報告の求め」(国税通則法 74 条の 7 の 2) が持つ法的な意義と課題を考察したものとして、野一色直人「国税通則法上の新たな情報照会手続の意義と法的課題」税法学 582 号 67-82 頁 (日本税法学会、2019)。

フォーム事業者への取引情報の収集・報告義務の導入が挙げられる。これは、プラットフォーム経済に内在する情報の非対称性、すなわち情報ギャップを是正することにより、タックスギャップの改善に資する枠組みである。さらに世界的には、OECD の MRDP や EU の DAC7 に基づき、既にプラットフォーム情報報告制度が導入され、報告範囲・データ標準・デューデリジェンス手続に関する国際基準が形成されつつある。このため、国内制度の構築にあたっては、こうした国際的枠組みとの整合性を十分に考慮した制度設計が求められる。

第 2 章 OECD モデルルールの構造

プラットフォーム経済における税務上の課題に対応するため、OECD は 2020 年にプラットフォームを介して提供される不動産賃貸や個人サービス等に関し、事業者に報告義務を課すためのモデルルールである MRDP を公表した⁽³⁶⁾。また 2021 年 6 月には、物品販売を対象に加えるオプションモジュールとともに多国間情報交換協定を追加公表した⁽³⁷⁾。

本章では、MRDP の制度設計に着目し、その構造・目的・適用範囲・報告内容・デューデリジェンス等を整理する。なお、MRDP の概要を図で示したのが別紙 1 である。

第 1 節 MRDP の基本設計

1 背景と政策目的

OECD が 2020 年に公表した MRDP は、各国・地域がこれを国内制度として採用することを前提に設計された、法的拘束力を持たないモデルルールである。その主眼は、プラットフォーム上で販売者⁽³⁸⁾が得た対価に関する質の高い情報に、情報交換を通じて税務当局がアクセスできる基盤を構築する点にある⁽³⁹⁾。また、2021 年に追加公表されたオプションモジュールでは、対象取引の範囲を物品販売まで広げる場合の修正条文が示され、各国・地域の

(36) OECD, “Model Rules for Reporting by Platform Operators with Respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy”(2020). 以下、本稿脚注では、「Model Rules」と表記する。

(37) OECD, “Model Reporting Rules for Digital Platforms: International Exchange Framework and Optional Module for Sale of Goods”(2021). 同文書には、パート 1 で情報交換の枠組みが、パート 2 で物品販売に関する追加のオプションモジュールが記載されている。以下、本稿脚注では、前者を「DPI-MCAA」、後者を「Module」と表記する。

(38) 販売者 (seller) とは、プラットフォームのユーザーを指し、物品販売の販売者のみならず、不動産の賃貸のホスト等も含む。Model rules, section I B (1).

(39) Model Rules, Background (4), “Objectives and driving factors.”

裁量により柔軟な制度設計が可能となっている。

ただし、MRDP 単体では国際的な情報交換は実施できず、別途、多国間情報交換協定である「デジタルプラットフォーム所得情報の自動的交換に関する多国間による権限ある当局間合意（Multilateral Competent Authority Agreement on Automatic Exchange of Information on Income Derived through Digital Platforms）」（以下、「DPI-MCAA」という。）に基づき、各国・地域が情報交換ネットワークに参加することが必要となる⁽⁴⁰⁾。

また、MRDP の制度運用に関する実務的な解釈については、OECD によって FAQ 形式で更新・補足されており、2023 年 10 月の改訂ではデジタル財（例：パウチャーの取扱い、録音・録画済データの提供）や不動産賃貸に関する間接取引等、制度導入時には想定されていなかった新たな論点にも対応が進んでいる⁽⁴¹⁾。

さらに、OECD は、MRDP の補完措置として、プラットフォーム事業者と税務当局との協力の在り方に関する「行動規範（Code of Conduct）」を策定・公表している⁽⁴²⁾。同文書は法的拘束力を有するものではないが、プラットフォーム事業者が任意に取りうるベストプラクティスを提示している。

2 制度概要

（1）報告義務者の範囲

MRDP の「プラットフォーム」とは、ソフトウェア（ウェブサイトやその一部、アプリケーションを含む）を通じて、販売者と他のユーザーが関連サービス又は物品販売のために直接的又は間接的に接することを可能にするものを指す⁽⁴³⁾。

(40) DPI-MCAA, Background (2), (3), and (4).

(41) OECD, “Model Reporting Rules for Digital Platforms: Frequently Asked Questions (FAQs)” (last updated October 2023).

(42) OECD, “Code of Conduct: Co-operation between Tax Administrations and Sharing and Gig Economy Platforms” (2020).

(43) Model Rules, section IA (1), and Module 1.

その上で、「プラットフォーム事業者」とは、販売者と契約を締結し、当該販売者に対してプラットフォームの一部又は全部を販売者に利用可能にする事業体と定義される⁽⁴⁴⁾。原則として、MRDP を採用する法域に居住する、その法律に基づいて設立された又は当該法域内に経営管理拠点を有する事業者が「報告プラットフォーム事業者」となる⁽⁴⁵⁾。

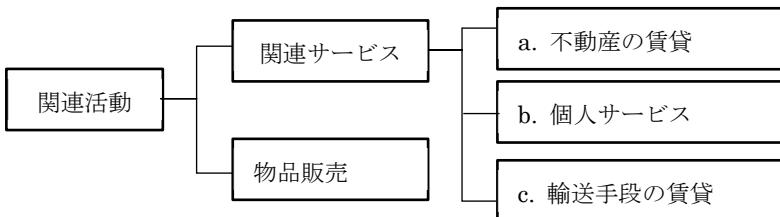
域外プラットフォーム事業者であっても、当該法域の販売者（居住者）による関連サービスの提供又は当該法域に所在する不動産の賃貸を仲介する場合は、国・地域によっては報告義務者と定義する場合がある⁽⁴⁶⁾。

「除外プラットフォーム事業者」とは、報告義務が免除される事業者であり、例えば、前年におけるプラットフォーム全体での関連活動の対価総額が 100 万ユーロ未満である小規模な事業者が該当する⁽⁴⁷⁾。このいわゆるカープアウト規定は、各国・地域が任意で導入することが認められている⁽⁴⁸⁾。

（2）報告対象取引

MRDPにおいて報告の対象となるのは、関連活動による取引である。関連活動は、次のような構成となっている⁽⁴⁹⁾。

【MRDP の関連活動】



(44) Model Rules, section I A (2).

(45) Model Rules, section I A (4).

(46) Model Rules, Annex A, Extending the definition of Reporting Platform Operator (Optional provision).

(47) Model Rules, section 1 A (3)(a).

(48) Model Rules の section I A(3)全体が optional provision (任意規定) である。

(49) Model Rules, I (A)(5) and (8). Module 3 及び 5 により改正されている。

(3) デューデリジェンス手続（販売者の本人・居住地確認）

MRDPにおいてプラットフォーム事業者は、プラットフォーム上の販売者に関する情報を収集し、その情報を検証する義務を負う⁽⁵⁰⁾。この一連の手続がいわゆるデューデリジェンスであり、情報の質を確保する上で重要な意味を持つ。

【デューデリジェンス手続】

手順	内容
1	報告対象販売者の特定（報告対象除外の判定を含む） ⁽⁵¹⁾
2	情報収集（氏名、住所、納税者番号、金融口座、対価総額等を報告対象販売者から取得） ⁽⁵²⁾
3	確認（収集した情報の信頼性を、独立した情報源の文書又はデータ等により検証） ⁽⁵³⁾ 。
4	居住地の判定（政府検証サービス等を利用） ⁽⁵⁴⁾

これらの手続は、対象者による自己申告のみに依拠するものではない点が特徴である。もっとも、マネーロンダリング対策における顧客確認義務とは異なり、水準としては実務的な公的文書や信頼できる情報源の活用による「信頼性」で足りる⁽⁵⁵⁾。なお、MRDPは、アクティブな販売者に対し

(50) Model Rules, section II.

(51) Model Rules, section II A.

(52) Model Rules, section II B. 厳密には、金融口座及び対価総額等はプラットフォーム事業者が有する情報として報告義務があり、Model Rules, section III B に詳細な規定がある。また、不動産の賃貸に関する取引の場合には、販売者の居住地に加えて、賃貸物件の所在地も情報収集の対象となる。Model Rules, section II E 参照。

(53) Model Rules, section II C.

(54) Model Rules, section II D.

(55) 検証の水準については、Model Rules, Commentary on section II C, paras. 12-22 を参照。

てのみデューデリジェンスを実施することを認めている⁽⁵⁶⁾。

(4) 販売者の報告除外（免除）

「除外販売者」とは、報告の対象から除外される特定の販売者を指す⁽⁵⁷⁾。

これには、政府機関及び上場企業並びにそれらの関連事業体が含まれる。

また、不動産の賃貸サービスを提供している販売者で、報告期間中にプラットフォーム事業者が仲介した活動が一つの物件リストにつき 2,000 件を超える場合も除外される⁽⁵⁸⁾。さらに、物品販売を行っている販売者で、報告期間中にプラットフォーム事業者が仲介した活動が 30 件未満であり、かつ対価総額が 2,000 ユーロを超えない場合も除外される⁽⁵⁹⁾。

(5) 税務当局への報告

MRDP では、プラットフォーム事業者（報告義務者）は、報告対象期間（暦年）について、翌年 1 月 31 日までに税務当局に対し所定の情報を報告することが求められる⁽⁶⁰⁾。報告内容は、①報告義務者に関する情報、②報告対象販売者に関する情報、③関連活動に関する情報からなる⁽⁶¹⁾。特に関連活動については、不動産の賃貸とそれ以外（個人サービス、物品販売、輸送手段の賃貸）で報告事項が異なる。不動産の賃貸の場合、物件の住所、登記番号（入手可能な場合）、各物件による対価総額や賃貸日数、徴収した手数料・税金等が報告される⁽⁶²⁾。報告データは、OECD が策定した XML スキーマに準拠して提出され、当局間の国際的な情報交換が可能な形に設定されている⁽⁶³⁾。

(56) Model Rules, section II G.

(57) Model Rules, section I B (4).

(58) Model Rules, section I B (4) (a). 当該基準は、主に大規模な不動産賃貸事業者（特に事業体である場合）を報告対象から除外するためのものであり、個人の販売者には適用されない。

(59) Model Rules, section I B (4) (d). Module 8 により改正されている。

(60) Model Rules, section III A.

(61) Model Rules, section III B.

(62) Model Rules, section III B (3).

(63) MRDP に基づく報告データの電子形式（XML スキーマ）に関する公式ユーザーガイドも公表されている。OECD, “Model Rules for Reporting by Digital Platform Operators XML Schema: User Guide for Tax Administrations” (2022).

なお、プラットフォーム事業者は、税務当局に報告する情報のうち、報告対象販売者自身に関する情報及びその関連活動に関する情報を、当該販売者に対して通知する必要がある⁽⁶⁴⁾。

(6) 管理と執行

MRDP は、効果的な導入と報告プラットフォーム事業者による義務の履行を促すために、各国・地域が講じるべき措置について規定している。例えば、販売者から必要情報を収集・検証する措置として、プラットフォーム事業者が当該情報を提供しない販売者に対し、対価の支払やサービスの提供を留保すること等が示されている⁽⁶⁵⁾。また、デューデリジェンス及び報告要件の実施に係る情報記録保存義務（最低 5 年間）を課すとともに、各国・地域には当該記録の取得を可能にする法整備が期待されている⁽⁶⁶⁾。

3 國際的な情報交換

MRDP は、各国・地域における国内報告制度のモデルルールであり、国際的な情報交換に関する事項は規定していない。すなわち、MRDP 単体では、プラットフォーム事業者からの報告情報を他の国・地域と交換する制度的な手段がない。そこで OECD が用意したのが、DPI-MCAA である。DPI-MCAA は、報告情報の交換方法・条件・時期を規定する多国間情報交換協定であり⁽⁶⁷⁾、その構造は、金融口座の情報交換を定める共通報告基準（Common Reporting Standard, CRS）の MCAA と類似している⁽⁶⁸⁾。

(1) 多国間情報交換協定の有効化

DPI-MCAA に基づく情報交換は、原則として二国間ベースで実施される。情報交換が正式に開始される状態を、OECD は「Agreement in effect

(64) Model Rules, section III B (2) and (3).

(65) Model Rules, section IV (7).

(66) Model Rules, section IV (3) and (4).

(67) DPI-MCAA, Preamble.

(68) OECD, “Multilateral Competent Authority Agreement on Automatic Exchange of Financial Account Information” (2014).

（有効な合意）」と呼び⁽⁶⁹⁾、これは実質的に DPI-MCAA の有効化に該当する。

二国間でこの「有効な合意」を成立させるためには、①双方の税務当局が OECD 事務局に対し所定の通知書を提出し、②MCAA が両国で発効し、効力を有している必要がある⁽⁷⁰⁾。通知書には、MRDP 導入の有無、送信対象情報、政府検証サービスやデータ保護措置、他の国・地域との合意発効の意思表示等が含まれる。

これらの状況は、OECD ウェブサイト上で公開されており、どの国とどの国との間で MRDP の自動的情報交換が有効化されているかを隨時確認できる⁽⁷¹⁾。このように、単に MCAA に署名するだけでは不十分であり、相互の通知と条件整備を経て初めて情報交換が開始される。

（2）情報交換の技術的枠組み

DPI-MCAA により、各税務当局はプラットフォーム事業者から受領した報告情報について⁽⁷²⁾、販売者の居住地国（不動産賃貸の場合は当該不動産の所在地国を含む）に対して、OECD 共通送受信システム（Common Transmission System, CTS）を通じ、年次ベースで標準化された XML 形式による自動的情報交換を行う⁽⁷³⁾。

第 2 節 制度的意義と課題

以上の分析を踏まえ、本節では OECD の MRDP 及び多国間情報交換協定である DPI-MCAA の制度的意義と残された課題を整理する。これにより、プラッ

(69) DPI-MCAA, section 1(1) j).

(70) DPI-MCAA, section 7(2).

(71) OECD, “Activated exchange relationships for information pursuant to the Model Rules for Reporting by Platform Operators with respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy” (<https://www.oecd.org/en/topics/sub-issues/international-standards-on-tax-transparency/automatic-exchange-of-information-exchange-relationships.html>).

(72) 情報交換の対象となる情報等は、DPI-MCAA section 2 に規定されている。

(73) DPI-MCAA, section 3 (3)(4).

トフォーム情報報告制度が果たす役割と、その限界を明らかにする。

1 情報ギャップ是正としての意義

MRDP 及び DPI-MCAA は、プラットフォーム経済の拡大に伴って顕在化した税務上の情報ギャップに対応するための国際的枠組みとして、重要な意義を有する。

第一に、MRDP は、従来の第三者報告制度では十分に把握できなかつた個人間取引や短期的な不動産賃貸等の小規模な経済活動を可視化し、税務当局にとっての新たな情報源を創出した⁽⁷⁴⁾。

第二に、DPI-MCAA による多国間の自動的情報交換は、既に国際的に広く用いられている共通報告基準（CRS）や国別報告書（CbCR）等に続く制度として、税務当局間の協力関係を深化させるものである。

第三に、MRDP は単なる報告義務の導入にとどまらず、販売者に対するデューデリジェンス手続や違反に対する制裁措置等を含む、報告データの品質と実効性を担保する仕組みを整備している。

以上のように、MRDP と DPI-MCAA を組み合わせた制度設計は、デジタルエコノミーの進展に伴う現代的課題に対して、情報ギャップのは正を起点としてタックスギャップのは正へつなげる政策アプローチと評価できる。

2 制度の限界と主要国の参加動向

しかしながら、MRDP は現時点において広く普及しているとは言い難く、構造的な制約を抱えている。その背景には、各国・地域にとって制度導入に相応のコストが伴うことに加え、法域内の事業者に義務を課してまで非居住者情報を他の国・地域に提供するインセンティブが乏しいという事情がある。

MRDP と DPI-MCAA の関係を前提とすれば、相互的な情報交換を成立させるためには、各国・地域が MRDP を国内法化するとともに、DPI-MCAA

(74) Model Rules, Background (4), “Objectives and driving factors.”

への署名及び有効化という両輪を整備する必要がある。しかし、例えば一方の国がこれらの手続を完了していたとしても、他方の国が DPI-MCAA への署名又は有効化を欠いている場合、当該国との間で情報交換は成立しない。

実際、現時点での DPI-MCAA 署名国・地域は 31 にとどまり⁽⁷⁵⁾、その多くが EU 加盟国である⁽⁷⁶⁾。米国や中国等の主要国は、この情報交換ネットワークに参加していない。

【DPI-MCAA 署名国の内訳（合計 31 の国・地域）】

分類	数	国・地域名
EU 加盟国	23	ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、 チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、 ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、 ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、 オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、 スロベニア、スペイン、スウェーデン
EU 非加盟国	8	アルゼンチン、カナダ、コロンビア、コスタリカ、 アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、 英国

グローバルなプラットフォーム事業者の多くが米国や中国に拠点を置く現状を踏まえれば、米中の不参加は大きな空白を生み出している。この点について、MRDP は、各国・地域が当該法域内に拠点を有しない域外プラットフォ

(75) OECD, “Signatories of the Multilateral Competent Authority Agreement on Automatic Exchange of Information on Income Derived Through Digital Platforms (DPI-MCAA),” status as of 3 July 2025 (<https://www.oecd.org/en/topics/tax-transparency-and-international-co-operation>).

(76) EU 加盟 27 か国のうち、署名国リストに名前がない国は、オーストリア、フランス、ギリシャ、ルーマニアの 4 か国である。

ーム事業者にも報告義務を課す任意規定を用意しているものの⁽⁷⁷⁾、実際の立法及び執行は各国・地域の主権及び執行力に依存している。

ここで登場するのが EU である。EU は MRDP を強制力のある域内法（指令）として DAC7 を立法し、さらに域外事業者への適用を規定することで制度の実効性を高め、同時に国際基準設定の主導権を確立しようとしている。次章では、この EU のアプローチを分析する。

(77) Model Rules, Annex A. DPI-MCAA による情報交換で情報を得ることができない場合を想定して、「非居住事業者の報告義務」の規定を示している。この規定は、DAC7 の先例となった。

第 3 章 EU 指令 (DAC7) の立法

EU の基準又は規制が、EU 域外にも波及し、他の国・地域や企業の行動に影響を与える現象は、いわゆるブリュッセル効果として知られる。国際課税の分野では、OECD と EU が連携して国際基準を形成しているといつてよいだろう。典型的には、まず OECD が国際的なソフトロー（モデルルール）を策定し、次にこれを EU が法制化（ハードロー化）して域内実施することで、巨大市場を梃子に域外にも基準又は規制の浸透を図るパターンである。本章では、一般論としてのブリュッセル効果を整理した上で、これが DAC7 によりいかに国際課税の世界で具体化されたかを分析する。なお、DAC7 の概要を図で示したのが別紙 2 である。

第 1 節 EU 法の域外への波及

1 ブリュッセル効果による制度輸出

ブリュッセル効果とは、グローバルな市場を規制する EU の一方的な能力を指す⁽⁷⁸⁾。具体的には、EU が域内で制定した規制（製品安全、環境保護、データプライバシー、競争法等）が、域外の国・地域にも波及し、事実上の国際基準（デファクトスタンダード）として機能する現象である。

これは、EU 市場の巨大さ、規制の厳格さ、そして多国籍企業が EU 基準への適合を優先し、それを他市場にも横展開する傾向によって生じる。結果として、EU は他の国・地域との交渉を経ることなく、自らの規制をグローバルに浸透させることが可能となる⁽⁷⁹⁾。

典型例は、GDPR（General Data Protection Regulation：EU 一般データ

(78) この概念は、コロンビア大学ロースクールの Anu Bradford 教授が 2020 年に提唱した。アニュ・ブラッドフォード（著）・庄司克宏（監訳）『ブリュッセル効果 EU の覇権戦略：いかに世界を支配しているのか』22 頁（白水社、2022 年 5 月）。

(79) 同上、52 頁。EU には、グローバルな規範を構築し、独自のガバナンス・モデルと規制の経験を海外に広めようという願望（動機）があるとされる。

保護規則) ⁽⁸⁰⁾である。GDPR は、そのサービス対象が EU 域内の個人である場合には、当該サービス提供者（データ管理者）が EU 域外に所在していても適用される⁽⁸¹⁾。これにより世界中の大企業がプライバシーポリシーを GDPR 準拠に改訂し、日本を含む多くの国・地域の個人情報保護法制にも影響を及ぼした⁽⁸²⁾。

2 域外事業者への適用

GDPR を例にすると、EU 法の域外事業者への適用には、主に次の 2 つの法技術が存在する。

① 直接的な適用型

法により域外の行為者にも直接的に適用する範囲を定める。GDPR は、EU 域外の事業者であっても、EU 居住者にサービス提供等を行う場合に適用される。

② 制度評価型

EU が第三国の制度を評価し、合意や相互承認を通じて EU 基準を域外に適用・浸透させる。GDPR の十分性認定⁽⁸³⁾では、第三国が EU と同等の個人情報保護水準を満たす場合に限り、データ移転を認める仕組みが設けられている。

これらの法技術を組み合わせることにより、EU は直接的な規制の適用に加え、制度評価によって間接的にも第三国の法制度を EU 基準に引き込む構

(80) Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation).

(81) ブラッドフォード・前掲注(78) 195-196 頁。

(82) 宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』10-11 頁（有斐閣、2021 年 12 月）。

(83) GDPR, Article 45. 同条では「third country」という用語が使用されている。See also, European Commission, “Adequacy decisions”

(https://commission.europa.eu/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/adequacy-decisions_en)。日本は個人情報保護法を GDPR に合わせて改正し、2019 年に EU から十分性認定を取得している。

造を作り出している。

もっとも第三国は、EU の要求が自国の利益や主権に反すると考えれば、自国企業には EU 市場で個別対応させる戦略をとる場合もある。現状をみる限り、米国や中国等は自らのルールを優先し、EU 基準の追随に慎重である⁽⁸⁴⁾。

3 DAC シリーズ初の仕組み

EU の行政協力指令 (Directive on Administrative Cooperation, DAC) は、直接税分野における税務当局間の行政協力に関するルールを定めている。2011 年の基本指令 (DAC1)⁽⁸⁵⁾以降、OECD による税の透明性向上策に対応する形で幾度も改正され、金融口座情報 (CRS、DAC2)、税務ルーリング及び APA (DAC3)、多国籍企業の国別報告書 (CbCR、DAC4) の自動的情報交換、マネロン対策情報への税務当局のアクセス (DAC5)、租税回避スキームの義務的情報開示 (DAC6) 等が順次導入されてきた。こうした一連の DAC シリーズは、基本的に EU 域内 (加盟国間) での情報交換や協力強化を目的としている⁽⁸⁶⁾。なお、DAC シリーズの一覧を表で示したのが別紙 3 である。

この DAC シリーズの中で、DAC7 は初めて EU 域外の国・地域の事業者に、直接税分野における EU 規制の遵守を要求する仕組みを規定した⁽⁸⁷⁾。DAC7 では、EU 域内に拠点がない域外プラットフォーム事業者であっても、EU 居住者である販売者の取引を仲介する場合には報告義務を負う（この点

(84) 例えば米国は、旧来の代替措置であった「プライバシー・シールド」が 2020 年に CJEU により無効化されたが、欧州委員会は 2023 年 7 月に新しい枠組みである「EU-U.S. Data Privacy Framework (DPF)」に関して十分性認定の決定を採択した。

(85) Council Directive 2011/16/EU of 15 February 2011 on administrative cooperation in the field of taxation and repealing Directive 77/799/EEC. 以下、本稿脚注では、「Directive (2011/16)」と表記する。

(86) DAC6 でも、EU 域外の仲介者（アドバイザー等）が関与する場合には納税者本人に報告義務が転嫁される規定はあったが、域外の仲介者自体に EU への報告義務を課してはいなかった。

(87) 実際、「DAC7 は、他の EU 指令とは異なり域外効果を持つ (DAC7, unlike other directives issued by the EU, has extraterritorial impact)」と評されている。PwC Middle East, “Automatic Exchange of Information for Digital Platform Operators (DAC7) - an introduction & the impact on Middle East businesses,” July 2021.

において GDPR と類似している)。例えば、日本に本社を持つプラットフォーム事業者でも、EU 居住者向けにサービスを展開していれば、DAC7 に基づく報告義務が発生しうる。DAC7 の前文でも、「外国のプラットフォーム事業者 (foreign platform operators)」に適用されうることが明記されている⁽⁸⁸⁾。

さらに、DAC7 は単に域外事業者に一方的義務を課すだけでなく、同等性決定 (Determination of equivalence) の制度を設けている⁽⁸⁹⁾。これは、EU 域外の国・地域のプラットフォーム情報報告制度を、欧州委員会が DAC7 と同等の制度であると評価すれば、当該国・地域に拠点を置くプラットフォーム事業者の報告義務を免除する仕組みである（本章第 3 節 2 にて後述）。

このように、DAC7 は EU 域外事業者にも報告義務を課し、税の透明性でもブリュッセル効果を国際的に拡大しようとする試みといえる。GDPR がグローバルな個人情報保護規制に影響を与えたのと同様、DAC7 は EU の情報報告ルールを世界中のプラットフォーム事業者に輸出したのである。

第 2 節 DAC7 の立法過程と構造

1 MRPD を参照した EU 指令

(1) EU によるハードロード化

OECD が MRPD を策定した直後の 2020 年 7 月、欧州委員会は DAC7

(88) Directive (2021/514), Recital (14) and Annex V, section I A (4)(b).

(89) Directive (2021/514), Recital (15) and Directive (2011/16), Article 8ac (7). 同条では、GDPR の「third country」と異なり、「non-Union jurisdiction」という用語が用いられている。したがって、本稿では、文脈に応じて用語を使い分けることとし、GDPR に関する記述では「第三国」、DAC7 に関する記述では「EU 域外の国・地域」と表記する。なお、同等性の基準と決定に関する詳細な規則は、Commission Implementing Regulation (EU) 2023/823 of 13 April 2023 laying down detailed rules for implementing certain provisions of Council Directive 2011/16/EU as regards the assessment and determination of equivalence of information in an agreement between the competent authorities of a Member State and a non-Union jurisdiction に定められている。

案を提出し、2021 年 3 月に正式採択へと至った⁽⁹⁰⁾。この過程で、MRDP にはない規定が盛り込まれ、モニタリング・罰則・共通の IT インフラによる執行体制が整備された。一連の迅速な立法措置により、DAC7 は 2023 年 1 月 1 日から施行され⁽⁹¹⁾、EU に加盟する 27 か国はプラットフォーム報告制度を国内法に実装し、2023 年から運用を開始する義務を負った。

(2) 国際標準の設定

DAC7 の立法過程においては、MRDP を普及させるために EU が主導的役割を果たすことが意識されていた。実際、立法草案の段階から、「非 EU 加盟国においても、EU の先導的な取組みに倣い、モデルルールに従って報告対象販売者に関する情報の収集及び相互の自動的な情報交換を実施する十分なインセンティブを有すると合理的に期待できる」⁽⁹²⁾という記述が盛り込まれていた。この文言は、最終的に採択された指令の前文にも反映されており⁽⁹³⁾、DAC7 が単なる域内実施にとどまらず、EU 域外の国・地域に対する制度的波及を明確に意図していることが読み取れる。

2 目的の改変

(1) 共通する基本構成

DAC7 は、MRDP とは報告対象取引の類型、報告義務者の定義、販売者のデューデリジェンス手続等、基本的な構成要素において共通しているが、制度の詳細に目を凝らすと、MRDP を単純に採用したものではなく、EU

(90) Council Directive (EU) 2021/514 of 22 March 2021 amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation (2021). 前掲注(88)(89)を含め、本稿脚注では、「Directive (2021/514)」と表記する。

(91) Directive (2021/514), Article 2 (1).

(92) Council of the European Union, Draft Council Directive amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation (DAC7) Endorsement, Document 13130/1/20 REV 1, 25 November 2020, para. 13b. “(I)t can reasonably be expected that non-Union jurisdictions will have sufficient incentives to follow the leading example of the Union and implement the collection and mutual automatic exchange of such information on reportable sellers according to the Model Rules.”

(93) Directive (2021/514), Recital (16).

独自の政策目的に応じて改変・再構成した制度である⁽⁹⁴⁾。事実、DAC 7 の前文では、MRDP と同一ではない（not identical）と明記されている⁽⁹⁵⁾。

形式面においては、DAC7 の Annex V の基本構成は、MRDP の 2020 年版とほぼ同じである⁽⁹⁶⁾。いずれも 4 つのセクションで構成され、セクション I で情報報告制度の用語を定義し、セクション II で報告プラットフォームによる販売者のデューデリジェンス義務を規定し、セクション III で報告義務の範囲と内容を明記した上で、セクション IV で管理・執行に関するルールを定めている。

【MRDP と DAC7 の構成比較】

	MRDP (2020)	DAC7 Annex V
セクション I	Definitions	Defined terms
セクション II	Due diligence procedures	Due diligence procedures
セクション III	Reporting requirements	Reporting requirements
セクション IV	Administration and Enforcement	Effective implementation

（2）異なる政策目的

両制度の最も本質的な違いは、その政策目的にある。MRDP は、各国・地域がその居住者によるプラットフォーム経由の取引を把握することを目

(94) プラットフォーム事業者からの報告以外にも、Directive (2021/514) では予見可能関連性 (Foreseeable Relevance) 基準 (Article 5a)、合同税務調査 (Joint Audits) (Article 3(26)) が導入されているが、本稿はプラットフォーム情報報告制度に焦点を当てていることから、これらについての説明は割愛する。

(95) Directive (2021/514), Recital (16). MRDP と同一ではないが、同等の情報が報告されることが期待されるとの記載がある。

(96) Annex V は Directive (2021/514) の詳細を定める付属書であるが、本稿脚注では「Directive (2021/514)」の記載を省略し、単に Annex V と表記する。

的とし、情報を相互交換することでグローバルな課税ベースの確保を目指す制度である。すなわち、MRDP は、多国間協調を前提とした、いわば情報の相互主義に立脚した仕組みである。

一方、DAC7 は、EU 単一市場の一体性と域内における公平な課税を主眼に置いている⁽⁹⁷⁾。この結果、DAC7 は、販売者が EU 居住者であるか、又は EU 所在不動産を貸し付けている場合に報告対象とし、MRDP では任意導入とされている国外（EU では域外）事業者への報告義務についても、明確に制度に取り込んでいる⁽⁹⁸⁾。

さらに、情報交換の構造も両制度で異なる。MRDP が多国間情報交換協定（DPI-MCAA）に基づく相互交換を前提としているのに対し、DAC7 では、EU 加盟国間における域内情報共有を前提とした、自己完結型のネットワーク構造が採用されている⁽⁹⁹⁾。

3 DAC7 の制度概要（MRDP との比較）

（1）報告義務者の範囲

MRDP では、原則として MRDP を採用する法域に居住する、その法律に基づいて設立された又は当該法域内に経営管理拠点を有する事業者が「報告プラットフォーム事業者」となるが、DAC7 では EU 域外のプラットフォーム事業者も一定の条件下で「報告プラットフォーム事業者」として報告義務を負う⁽¹⁰⁰⁾。

また MRDP は、年間売上が一定額未満の中小プラットフォーム事業者については報告義務を免除する「カーブアウト」をオプションとして提示しているが、DAC7 にはこのカーブアウトがなく、中小プラットフォーム事業者も報告義務を負う。カーブアウト不採用の理由は、①閾値設定による「bunching effect」（成長抑制効果）を回避して、②公平な競争環境を確

(97) Directive (2021/514), Recital (6)-(10).

(98) Directive (2021/514), Recital (14), and Annex V, section I A (4)(b)

(99) Directive (2011/16), Article 8ac (2).

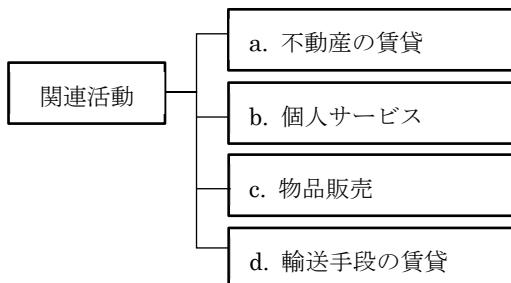
(100) Annex V, section I A (4)(a)(b).

保し、③長期的なコンプライアンスコストを削減するためである⁽¹⁰¹⁾。しかし、この点については、中小プラットフォーム事業者に対するカーブアウトが設けられていないために過重なコンプライアンス負担になっているとの指摘がある⁽¹⁰²⁾。

（2）報告対象取引

DAC7 の報告対象となる「関連活動」は、MRDP と同様に、不動産の賃貸、個人的なサービス、物品販売を含む⁽¹⁰³⁾。しかし、MRDP では任意モジュールとなっている輸送手段の賃貸が、DAC7 では報告対象に必須で含まれている点が異なる。

【DAC7 の関連活動】



（3）デューデリジェンス手続（販売者の本人・居住地確認）

MRDP と同様、DAC7 においても報告プラットフォーム事業者は、報告対象販売者に関する情報を収集し、検証し、報告する義務を負う⁽¹⁰⁴⁾。ただ

(101) EC Impact Assessment, *infra* note 186, p.45-47 (6.2.4 Impact on SMEs). なお、「バンチング (bunching)」とは、税制や規制における閾値の周辺で経済主体が意図的行動を調整する現象を指す。

(102) Gandhi Zilli, “The OECD Model Rules and DAC7: A Critical Assessment of Selected Design and Enforcement Issues,” IBFD European Taxation, Vol.62(12) November 2022. 同論文には、EU 規制審査委員会 (Regulatory Scrutiny Board) が 2020 年 5 月の立案段階で小規模なプラットフォームや臨時の販売者に対するカーブアウトの導入を推奨したが、最終的には見送られたとある。

(103) 「関連活動」の具体的な内容は、Annex V, section I A(8)。

(104) Annex V, section II. なお、金融口座を含む報告要件については、section III 参照。

し、相違点として、DAC7 では、販売者の VAT 番号（利用可能な場合）及び法人の販売者が EU 内で関連活動を行う恒久的施設（PE）の有無に関する情報の収集を要求しており、不動産賃貸に関しては登記番号の収集も必要となる。これは、「プラットフォーム事業者が、特定のデジタルプラットフォーム上で活動し、それを利用しているすべての販売者に関する必要な情報を収集・確認するのにより適した立場にある」⁽¹⁰⁵⁾という考え方に基づいている⁽¹⁰⁶⁾。

DAC7 における販売者の居住地判定方法は、MRDP と同様に主たる住所を基本とするが、より詳細な規定が設けられている⁽¹⁰⁷⁾。具体的には、主たる住所に加えて、政府検証サービスによる確認、納税者番号の発行者、法人の場合は恒久的施設（PE）の所在地等が考慮される。

プラットフォーム事業者は、収集したデータの正確性を検証する義務があり、納税者番号や VAT 番号を EU のデータベースと照合することとなる⁽¹⁰⁸⁾。デューデリジェンスは、報告対象期間（暦年）の 12 月 31 日までに完了する必要がある⁽¹⁰⁹⁾。

（4）販売者の報告除外（免除）

DAC7 における販売者の報告除外の条件は、MRDP と類似している。

DAC7 でも「除外販売者」の規定が存在し⁽¹¹⁰⁾、政府機関、上場企業、一定

(105) 欧州委員会 DAC7 公式ページには、“The rationale for this is that platform operators are better placed to collect and verify the necessary information of all sellers operating on and making use of a specific digital platform.”と記載されている。European Commission, “DAC7 – Reporting Obligations for Digital Platforms,” (https://taxation-customs.ec.europa.eu/taxation/tax-transparency-cooperation/administrative-co-operation-and-mutual-assistance/dac7_en).

(106) プラットフォーム事業者に対する課税上の責任について、明治学院大学の西山由美教授も、それが有する情報量と技術量に注目し、信託関係とのアナロジーからプラットフォーム事業者を課税関係に取り込むことは可能と指摘する。租税法学会・前掲注(8) 80-83 頁、西山由美「一高報告に対するコメント」。

(107) Annex V, section II D.

(108) Annex V, section II C (1).

(109) Annex V, section II F (1).

(110) 「除外販売者」に関する具体的な規定は、Annex V, section I B (4)を参照。

規模以上の不動産賃貸事業者（年間 2000 件超の賃貸⁽¹¹¹⁾）、物品販売において少額で件数が少ない販売者（年間の活動が 30 件未満かつ対価総額 2000 ユーロ以下⁽¹¹²⁾）等は報告対象から除外される。

（5）税務当局への報告と域内情報交換

DAC7 では、報告プラットフォーム事業者は、報告対象期間（暦年）について、翌年 1 月 31 日までに登録した税務当局に対し所定の情報を報告しなければならない⁽¹¹³⁾。報告情報は、EU 域内に構築した共通通信網 CCN (Common Communication Network) 上で、域内交換が自動的に行われる⁽¹¹⁴⁾。EU 加盟国の税務当局間での DAC7 の情報交換は既に実績があり、2023 年データについて 2024 年 2 月末に最初の情報交換が行われた⁽¹¹⁵⁾。

（6）実効性確保のための措置

DAC7 における実効性確保のための措置は、MRDP と比較してより厳格である。罰則は加盟国の裁量に委ねられるものの、「効果的、比例的かつ抑止的 (effective, proportionate and dissuasive)」⁽¹¹⁶⁾な制裁措置を定めることが求められている。例えば、販売者が必要情報を提供しない場合には、一定の要件下で、対価の支払留保又はアカウント閉鎖・再登録拒否を行う制裁措置を講じるとされている⁽¹¹⁷⁾。

また加盟国は、報告義務やデューデリジェンス義務への準拠状況を確認するためのモニタリング、不完全・不正確な情報の報告に対するフォローアップ手続を整備することが求められる⁽¹¹⁸⁾。

報告プラットフォーム事業者に登録義務違反や報告義務不履行があった場合には、加盟国が登録取消や域内活動の制限といった制裁措置を講じる

(111) Annex V, section I B (4)(c).

(112) Annex V, section I B (4)(d).

(113) Annex V, section III A.

(114) Directive (2021/514), Recital (20), and Directive (2011/16), Article 8b. CCN については、第 4 章第 2 節 1 で後述。

(115) 欧州委員会 DAC7 公式ページ・前掲注(105)。

(116) Directive (2011/16), Article 25a.

(117) Annex V, section IV A (2).

(118) Annex V, section IV A (1), C and D.

可能性があり、加盟国間での執行協調も示唆されている⁽¹¹⁹⁾。これにより、例えば複数の国からの制裁措置が累積することも考えられる（本章第 3 節 1 にて後述）。

第 3 節 EU 域外プラットフォーム事業者の報告義務

DAC7 は、OECD の MRDP を参照しつつも、域内市場の一体性と公平な課税を実現するため、より強力な仕組みを導入している。その最たるもののが、EU 域外プラットフォーム事業者に対しても直接的に報告義務を課しつつ、一定の条件を満たす国・地域の事業者に対しては報告義務の免除を認めるという仕組みである。本節では、EU 域外のプラットフォーム事業者が DAC7 に基づき報告を行うメカニズムを分析する。

1 域外事業者への直接的な適用

DAC 7 は、EU 居住者である販売者の関連活動に関わる取引、あるいは EU 域内の不動産賃貸を仲介するプラットフォーム事業者に対して、たとえその事業者が EU 域外に拠点を有していても報告義務を課す⁽¹²⁰⁾。このいわば「域外事業者への直接的な適用」⁽¹²¹⁾においては、報告義務を負う域外プラットフォーム事業者は、自ら任意の一加盟国（Reporting Member State）を選択し、登録することが求められる⁽¹²²⁾。登録後は、当該加盟国の税務当局に対して EU 居住者である販売者に関する情報を報告し⁽¹²³⁾、登録国の税務当局が必要に応じて他の加盟国の税務当局に情報を送付する⁽¹²⁴⁾。

(119) Annex V, section IV F (6) and (7).

(120) Annex V, section I A (4)(b).

(121) このような構造は、文献上「Extraterritoriality（域外管轄権／適用）」と呼ばれることがある。しかし、域外適用という用語は国家主権と法の適用限界をめぐる議論を喚起するため、本稿ではより記述的・機能的な表現として「域外事業者への直接的な適用」を用いる。

(122) Directive (2011/16), Article 8ac (4), and Annex V, section IV F (1).

(123) Annex V, section III A (3).

(124) Directive (2021/514), Recital (20), and Directive (2011/16), Article 8b.

例えば、米国に拠点を持つ報告プラットフォーム事業者が、ドイツ居住者による関連活動の取引を仲介する場合、EU 域内に拠点がなくとも、当該事業者は任意の加盟国（例：オランダ）を登録国として選び、報告義務を履行することとなる。登録先の加盟国当局は、報告情報を他の関係加盟国（ここではドイツ）と共有する。

さらに、登録義務や報告義務に違反した場合には、加盟国は単独で罰則を科す権限を有する一方で、関係加盟国間の協調的執行も指令の明文により促されている⁽¹²⁵⁾。具体的には、各加盟国が情報を共有して一致した制裁を行い、最終的にはアクセス遮断等⁽¹²⁶⁾をはじめ、EU 域内におけるサービス提供の禁止措置（営業停止）も認められる⁽¹²⁷⁾。なお、複数国で同時に制裁措置が発動される可能性もある⁽¹²⁸⁾。

2 同等性決定

（1）概要

これに対し、域外事業者へのもう一つのアプローチとして、「同等性決定」がある⁽¹²⁹⁾。具体的には、ある EU 域外の国・地域の情報報告制度が DAC7 と機能的に同等であると欧州委員会が決定した場合、当該国・地域に拠点を置くプラットフォーム事業者の報告義務は免除される⁽¹³⁰⁾。これは、GDPR の十分性認定と類似し、EU が一方的な措置として EU 域外の国・地域の制度を評価する仕組みである⁽¹³¹⁾。なお、同等性決定では、EU は当

(125) Directive (2021/514), Recital (21).

(126) 例えばギリシャでは、プラットフォーム事業者の報告義務違反に対する制裁措置として、プラットフォームへのアクセス遮断措置がある。Katerina Perrou, “Sanctions Imposed on Digital Platforms under DAC7 and the Freedom to Conduct Business,” IBFD European Taxation, Vol.63(5), April 2023.

(127) Annex V, section IV F (6)(7).

(128) *Ibid.* 複数国が協調して（場合によっては実質的に同時に）プラットフォーム事業者の EU 域内での活動を制限・阻止するような執行措置が実施される可能性がある。

(129) Directive (2011/16), Article 8ac (7).

(130) Annex V, section III A (4).

(131) 個人データの保護は基本的人権の保障に関わることから、GDPR の十分性認定で重視されるのは実際の結果ではなく、データ主体の権利や監督機関の独立性といった

該国・地域の制度を評価するにもかわらず、その恩恵（報告義務の免除）は事業者レベルでしか適用されないという点に留意が必要である。

（2）立法段階でのロビー活動

DAC7 の同等性決定に関しては、EU 域外の国・地域（特に英国、米国、イスラエル等）から、立法段階において MRDP との範囲・要件の違いへの不満や懸念が示されていた⁽¹³²⁾。

OECD 租税政策・行政センターの Philip Kerfs 氏は、DAC7 が EU 域外のプラットフォーム事業者にも広く適用される点に触れ、制度範囲及び運用の両面において、EU が導入した同等性決定には MRDP との齟齬が存在することを指摘している⁽¹³³⁾。特に、DAC7 が物品販売や輸送手段の賃貸を報告対象として強制的に含める一方で、MRDP がこうした活動について一定の免除を認めている点は、両制度の適用範囲における差異の例である。このような違いから、MRDP を導入する EU 域外の国・地域のプラットフォーム事業者が報告義務の完全な免除を得るのは難しいと述べ、「部分的な同等性」が現実的な対応策になると示唆した⁽¹³⁴⁾。また、DAC7 の施行時期と国内法実施時期のギャップ、さらに EU 加盟国の準備遅延等、実務上の課題にも言及している⁽¹³⁵⁾。

また、立法過程で実施されたパブリック・コンサルテーションにおいては、アメリカ商工会議所（AmCham EU）、Ecommerce Europe、EuroCommerce の 3 団体が連名で意見書を提出し、

- ・ 同等性決定の基準が不透明であること、
- ・ 報告対象項目に MRDP には含まれていない VAT 番号等の情報が含

規範的水準である。他方、DAC7 の同等性決定では、EU 域外の国・地域の制度が EU と実質的に同様の成果をもたらすか、すなわち機能や結果に焦点が置かれる。

(132) Elodie Lamer, “Non-EU Countries Fear Equivalence Regime for DAC7 Reporting Rules,” *Tax Notes International*, Vol.108, 5 December 2022.

(133) Elodie Lamer, “European Commission Opens Door to Partial DAC7 Equivalence,” *Tax Notes International*, Vol.109, 30 January 2023.

(134) *Ibid.*

(135) Elodie Lamer, “OECD Official Sees Practical Issues With DAC8 Equivalence,” *Tax Notes International*, Vol.110, 3 April 2023.

まれていること、

- ・ 制裁措置の導入が義務化されていること、
- ・ 複数の関連活動を行う販売者に対する扱いが明確でないこと、

等の多くの懸念事項を詳細に列挙した⁽¹³⁶⁾。また、EU と非加盟国との事前協議を通じ、制度の調整を図った上で立法を進めることを要望したが、最終的に採択された実施細則において、これらの意見要望が反映された形跡はない⁽¹³⁷⁾。

もっとも、EU の立法過程において、域外企業によるロビー活動が功を奏した例は極めて限られている⁽¹³⁸⁾。事実、過去の多数の EU 規制は、関係業界からの強い反発にもかかわらず、制度の中核部分にはほぼ修正が加えられないまま採択されている⁽¹³⁹⁾。DAC7 に関しても例外ではなく、EU 市場へのアクセスというインセンティブを背景に、反発を押し切って最終的に制度化されたといえる。

(3) 現状

2025 年 6 月 30 日時点において、欧州委員会は、カナダ・ニュージーランド・英国の 3 か国に対して DAC7 の同等性決定を行っている⁽¹⁴⁰⁾。しかしながら、これらの国々に関して、EU 加盟国との間で二国間に基づく DPI-MCAA の有効化が円滑に進んでいるとは言い難く、同等性決定がなされているにもかかわらず、情報報告義務の免除措置が実際には発動されていない場合が多い⁽¹⁴¹⁾。このため、欧州委員会は、各加盟国に対して DPI-MCAA

(136) Elodie Lamer, “EU Commission Adopts Tight DAC7 Equivalence Regime,” *Tax Notes International*, Vol.110, 24 April 2023.

(137) *Ibid.*

(138) ブラッドフォード・前掲注(78) 357-360 頁。

(139) 同上。

(140) 欧州委員会 DAC7 公式ページ・前掲注(105)。

(141) ブルガリア、アイルランド、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニア、スウェーデンはこれら 3 か国すべてと DPI-MCAA の有効化を完了している。しかし、例えばスペインは、ニュージーランド及び英国とは DPI-MCAA の有効化を済ませているが、カナダとは未済である。

の迅速な有効化を促している⁽¹⁴²⁾。

(4) 同等性決定の限界

EU が DAC7 において採用した同等性決定は、EU 域外の国・地域における制度整備を促すインセンティブとして設計されているが、制度導入の誘因が乏しく、国際的な波及は限定的である。

第一に、同等性決定の取得には極めて高い制度整備コストが伴う。具体的には、MRDP の国内法化、DAC 7 と同水準の報告・執行体制の構築、DPI-MCAA への署名と有効化という複数のハードルが存在する。

第二に、同等性決定の取得が直ちに報告義務の免除につながるわけではない。報告義務の免除は、個別の EU 加盟国との間での相互的な DPI-MCAA の有効化を前提としており、確実性に欠ける。

第三に、同等性の恩恵を享受できるのは、EU 域内市場に継続的な経済的関係を有する大規模プラットフォーム事業者に限られる可能性が高い。中小又は地域限定の事業者にとっては、制度対応に要するコストに対して得られる利益が限定的である上、同等性決定の基準や発動時期が不透明であることから、投資判断における不確実性がある。

以上の点を踏まえると、DAC7 における同等性決定は、報告義務の免除を EU 域外の国・地域の事業者に対して保証するものではなく、インセンティブ設計として脆弱性を抱えているといえる。

第 4 節 DAC7 の政策的影響

1 国際標準の設定

本章第 2 節で見たように、EU は MRDP を参考しつつ、独自の法技術と市場圧力を活用することにより、DAC7 をより実効的かつ拘束力ある制度として構築した。この構造は、OECD と EU が相互補完的に国際標準を形成する

(142) Elodie Lamer, "EU Commission Adopts Rules on DAC7 Joint Audit Transparency," Tax Notes International, Vol.118, 14 April 2025.

制度的メカニズムを体現している。

当該メカニズムは、概ね三段階のプロセスとして整理可能である。第一段階において、OECD は国際的合意形成を通じ、比較的抵抗の少ない政策枠組みとしてモデルルールを提示する。第二段階では、EU がこれを域内立法として拘束力を有する法規範へと転化し、加盟国における実施を義務化する。最終段階として、EU は自らの域内市場アクセスや情報交換ネットワークへの参加といった経済的インセンティブを用いることで、EU 域外の国・地域に対して制度的な追随を促す。これは、ブリュッセル効果として論じられる現象に裏付けを与えるものであり、国際課税分野での EU による制度輸出の手法といえる。

実際、同様の三段階プロセスは、共通報告基準（CRS）や多国籍企業の国別報告（Country-by-Country Reporting, CbCR）においても確認される。前者においては、OECD が 2014 年にモデルとなる基準を策定した直後⁽¹⁴³⁾、EU がこれを DAC2 として法制化し⁽¹⁴⁴⁾、現在では 100 を超える国・地域が参加する CRS の情報交換ネットワークが構築されている。後者においても、BEPS 行動 13 に基づく CbCR が OECD から提案された後⁽¹⁴⁵⁾、EU はこれを DAC4 として導入し⁽¹⁴⁶⁾、CbCR は OECD 非加盟国を含む多くの途上国にも拡大した。

さらに近年では、2021 年 12 月に OECD が第 2 の柱の「GloBE (Global Anti-Base Erosion) モデルルール」を公表し、これを受けた形で 2022 年 12 月、EU はグローバル・ミニマム課税指令を採択した⁽¹⁴⁷⁾。これにより、EU

(143) OECD, “Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters” (2014).

(144) Council Directive 2014/107/EU of 9 December 2014 amending Directive 2011/16/EU as regards mandatory automatic exchange of information in the field of taxation.

(145) OECD, “Guidance on the Implementation of Country-by-Country Reporting: BEPS Action 13” (2024, first published in 2015).

(146) Council Directive (EU) 2016/881 of 25 May 2016 amending Directive 2011/16/EU as regards mandatory automatic exchange of information in the field of taxation.

(147) Council Directive (EU) 2022/2523 of 14 December 2022 on ensuring a global

加盟国は 2023 年 12 月 31 日までに国内法を整備することとなり、多くの加盟国では 2024 年 1 月 1 日から IIR (Income Inclusion Rule) の適用を開始している⁽¹⁴⁸⁾。

グローバル・ミニマム課税指令について、東京大学名誉教授の伊藤洋一氏は、「EU 自体は、OECD の正式メンバーではなく、表決権も持っていないが、例えば、多国籍企業の租税回避規制に関する交渉に関与し、OECD レベルのソフトローである勧告を、指令により EU 法化した事例」と評価しつつも、地政学的状況の激変からブリュッセル効果の将来的な存続については楽観を許さないとする⁽¹⁴⁹⁾。

また、グローバル・ミニマム課税指令 52 条は、第三の国・地域 (third-country jurisdiction) に対し同等性評価を行う旨規定しているが、直近の G7 声明⁽¹⁵⁰⁾では、同等性評価ではなく、セーフハーバーとして米国多国籍企業を IIR 及び UTPR (Undertaxed Profits Rule) の適用対象外とするとされた⁽¹⁵¹⁾。これは side-by-side 方式と呼ばれ、EU 域外の国・地域の制度（ここでは米国の GILTI）を EU 指令上「同等」と認めるのではなく、当該国・地域の制度と EU の制度を「共存」させ、二重課税や法的衝突の回避のためにセーフハーバーにより免除・調整する方法である。

EU 内部の事情としては、現在の GILTI を IIR と同等性と評価するには 27 か国の全会一致が必要となるため政治的に困難であり、GILTI は国別 blending を満たさず、形式的にも適格でないことから、代替として同指令 32

minimum level of taxation for multinational enterprise groups and large-scale domestic groups in the Union.

(148) 一部の EU 加盟国（リトアニア、ラトビア、マルタ、エストニア、キプロス、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、ポーランド等）については、指令の国内法整備が遅れたため、欧州委員会は侵害手続をとるなどし、順次対応が進められた。

(149) 伊藤洋一「EU の国際ルール形成力に関する若干の考察」法律時報 vol. 97(8) 51-56 頁（日本評論社、2025 年 7 月）。

(150) G7, “G7 statement on global minimum taxes,” 28 June 2025. 仮訳は、財務省「グローバル・ミニマム課税に関する G7 声明（令和 7 年 6 月 28 日）」
[\(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g7/\)](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g7/)。

(151) Elodie Lamer and Sophie Petitjean, “EU Commission Doesn’t Foresee Need to Change Pillar 2 Directive,” Tax Notes International, Vol.119, 7 July 2025.

条のセーフハーバーの拡大策が浮上した背景がある⁽¹⁵²⁾。もっとも G7 の side-by-side 方式は、現実的には「実質的同等性 (substantial equivalence)」に近い扱いを与えると分析する論考もある⁽¹⁵³⁾。

これに対して、DAC7 の同等性決定については、米国や中国といった主要国が当該枠組みに関心を示していない現状にあり、グローバル・ミニマム課税指令のような国際的な政治交渉や対立は生じていない。結果として、DAC7 はブリュッセル効果としての波及力が限定的であり、国際標準化の観点からはなお多くの課題を残しているといえる。

そもそも DAC7 は、EU 域内の居住者に係る取引及び域内の不動産賃貸取引に関する情報収集を目的とする域内制度であり、EU 域外の国・地域の課税権を直接調整するものではない。このため、域外制度との整合を図る目的でセーフハーバーを設ける必要はない。また、DAC7 に基づく情報を国際的に共有するには、OECD 主導の DPI-MCAA という多国間情報交換協定を別途介在させる必要がある。しかし、グローバル・ミニマム課税指令で示された、「同等性ではなく運用上のセーフハーバーで共存させる」という発想は、プラットフォーム情報報告制度を含む将来の EU 指令との国際的な調整にも影響を与える可能性があると考えられる。

2 制度設計への示唆

本章の分析から、DAC7 が MRDP を基礎としつつ、域外事業者への直接的な適用や同等性決定といった EU 独自の法技術を組み込むことで、域内市場の透明性確保と公平な競争の担保を図っていることが明らかとなった。こ

(152) Stephanie Soong and Sophie Petitjean, “G7 Deal Shields U.S. Firms From Some Pillar 2 Minimum Tax Rules,” *Tax Notes International*, Vol.119, 7 July 2025.

(153) Daniele Majorana, “The G7 Statement on Pillar 2 Marks Europe’s Strategic Tax Moment,” *Tax Notes International*, Vol.119, 11 August, 2025. 同氏は、FATCA と CRS の並存という先例から、side-by-side 方式が the only politically feasible solution (政治的に実現可能な唯一の解決策) であることを認めつつも、こうした「実質的同等性」の承認は、EU 内部の公平性や国家補助の規律との整合性に新たな歪みを生じさせる可能性があると指摘する。

うした枠組みは、EU 法が域外にも事実上の遵守を迫る「ブリュッセル効果」の典型例であるが、国際課税のガバナンスの観点からは、各国・地域の課税主権や国内制度との摩擦をめぐる新たな課題も提起している。

今後、日本がプラットフォーム情報報告制度を設計する際には、次の 2 点に留意する必要がある。

第一に、DAC7 が示した域外事業者への適用は有力な政策的手段であり、プラットフォーマー調書においても情報収集の実効性確保の観点から参考となる。

第二に、ブリュッセル効果がもたらす規制輸出に対して、自国の制度を固定化しては調整コストが将来にわたり増大するリスクがある。そのため、制度の構造は、政策目的の変化や国際合意の進展等に合わせて更新可能であるべきであり、何らかの調整手段（例えば、OECD レベルの標準化や相互承認スキーム等）によって EU 基準へのロックインを回避すべきである。すなわち、制度設計段階で見直しの可能性を織り込み、必要に応じて撤退・修正可能なオプションを用意しておくことが重要である⁽¹⁵⁴⁾。

(154) 第 2 の柱については欧州内部でも対立があり、セーフハーバーで米国と交渉しようとする欧洲委員会に対し、エストニア財務省担当者は、「高額の切符を買った列車が崖に向かっていても降りることはできる」と述べ、各国がこれまでの投資や合意形成の経緯を理由に合意から撤退できないとする議論を、サンクコストの誤謬として批判している。Elodie Lamer, “Sunk Costs Don’t Justify Continued Push for Pillar 2, Estonia Warns,” Tax Notes International, Vol.119, 22 September 2025.

第 4 章 DAC7 の執行

前章において、DAC 7 の制度設計の方針や構造を整理した。本章では、DAC7 が実際にどのように運用され、どのような負担や執行コスト、法的制約、VAT 政策との相互作用をもたらすのかを検討する。

第 1 節 プラットフォーム事業者の負担

DAC7 は、プラットフォーム事業者に対し、ユーザーである販売者の氏名、住所、納税者番号、対価総額等の詳細情報を収集・検証し、EU 加盟国の税務当局に報告することを義務付けている。このような制度設計の下では、当然ながら個人情報保護が大きな課題となる。実際、DAC7 では、「特に本指令は、個人データの保護を受ける権利及び事業活動の自由の完全な尊重を確保するものとする」と明記されており⁽¹⁵⁵⁾、基本権としてプライバシー保護が前提となる。

1 デューデリジェンス義務

DAC7 は、プラットフォーム事業者に対し、販売者情報の収集・検証に関するデューデリジェンス義務を課しており、その規定は MRDP に比してより詳細である⁽¹⁵⁶⁾。例えば、VAT 番号が利用可能な場合には報告義務が課され、事業者はその正確性を確認するため合理的措置を講ずることが求められる⁽¹⁵⁷⁾。また、販売者が必要情報を提供しない場合、プラットフォーム事業者は二度の催告後にアカウント閉鎖等の措置を講じる義務を負う⁽¹⁵⁸⁾。

さらに、プラットフォーム事業者は、デューデリジェンス手続において依拠した情報を 5 年以上 10 年以下の期間で保持する義務がある⁽¹⁵⁹⁾。加盟国は、

(155) Directive (2021/514), Recital (37).

(156) Directive (2011/16), Article 8ac (1), and Annex V, section II.

(157) Annex V, section II B (1)(d) and B (2)(d), and C (1)-(3).

(158) Annex V, section IV A (2).

(159) Annex V, section IV B (1). 加盟国は、報告プラットフォーム事業者に対し、デュ

プラットフォーム事業者によるデューデリジェンス手続の履行及び報告義務の遵守のため、関連規則及び行政手続を整備する必要がある⁽¹⁶⁰⁾。

2 GDPR との整合性

プラットフォーム事業者が DAC7 に対応するには、新たな情報収集、保存、提出のプロセスを構築する必要が生じる。特に報告対象情報には、氏名、住所、納税者番号、金融口座情報、対価総額等の機微な個人情報が含まれることから、その適切な管理措置（暗号化、アクセス制限等）が前提となる⁽¹⁶¹⁾。DAC7 の目的で行われるこれらの個人データの処理は、GDPR に準拠する必要がある⁽¹⁶²⁾。

また、欧州データ保護監督機関（European Data Protection Supervisor, EDPS）⁽¹⁶³⁾は、DAC シリーズ全体を通じて、GDPR の各種原則を遵守することの重要性を指摘しており、直近の DAC8（暗号資産の情報交換）に関する意見書でも、特に情報収集の範囲やデータ主体（情報報告の対象となる個人）の権利保護措置について、懸念が改めて表明されている⁽¹⁶⁴⁾。

（1）情報収集の目的と通知

報告プラットフォーム事業者及び加盟国の税務当局は、それぞれ独立し

一デリジェンス手続の履行に関して実施した措置及び依拠した情報の記録を保持するよう求めるために必要な措置を講じなければならない。

(160) Annex V, section IV A(1) and C.

(161) DAC6 から DAC8 に共通するプライバシー・GDPR との緊張関係、特にプラットフォーム等の第三者が納税者情報を収集・提供する法的正当性を、比例原則・目的限定原則・データ最小化原則から検討したものとして、Alessia Tomo, “Tax Information, Third Parties and GDPR: Legal Challenges and Hints from the Court of Justice,” EC Tax Review, Vol 32(4) (2023).

(162) Directive (2021/514), Recital (36).

(163) EDPS は、EU 機関・機構・事務所（例えば欧州委員会や欧州議会等）が取り扱う個人データについて、その処理が EU のデータ保護ルール（特に GDPR）に適合しているかを監督する独立機関である。細部には違いがあるが、機能的には日本の個人情報保護委員会と類似する。

(164) European Data Protection Supervisor (EDPS), “Opinion 9/2023 on the Proposal for a Council Directive amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation,” 3 April 2023.

た GDPR 上のデータ管理者（controller）であり、適切な方法により個人データを処理し、透明性を確保する義務を負う⁽¹⁶⁵⁾。

GDPR は、データ管理者に対し、データ収集時又は第三者からの入手後合理的期間内に、処理目的、法的根拠、データの受領者又はそのカテゴリー、保存期間、データ主体の権利等を通知することを求めている⁽¹⁶⁶⁾。この通知は、どの情報（収集・処理されるデータの種類）が、どの（又はどの種類の）当局に、いかなる法的義務に基づき提供される可能性があるのかを、データ主体が理解できるように透明性原則と目的限定原則に沿って行う必要がある⁽¹⁶⁷⁾。

（2）報告対象項目とデータ最小化

DAC7 は、物品販売において「年間の活動が 30 件未満かつ対価総額 2000 ユーロ以下」の販売者を除外する規定はあるものの、事業者の規模による除外（免除）規定は設けられていない。そのため、零細事業者や副業レベルの個人まで報告対象となることも想定され、GDPR のデータ最小化原則との衝突が指摘されている⁽¹⁶⁸⁾。この原則は、個人データの収集・処理は、その目的の達成に必要な範囲に限定されると規定しており⁽¹⁶⁹⁾、過剰な属性情報の収集や、必要以上の履歴データ保存は許容されないと解される。

（3）保存期間

DAC7 による情報収集・保存については、GDPR の保存制限原則の観点からも課題が議論されている⁽¹⁷⁰⁾。GDPR は、必要な期間を超えて個人データを保持してはならないと定め、報告義務の終了後は、削除、匿名化、又は仮名化等により識別性を下げることが推奨されている。例えばベルギ

(165) Directive (2021/514), Recital (36), and Directive (2011/16), Article 25 (3).

(166) GDPR, Article 13 and 14. もっとも、加盟国の税務当局による 14 条通知は、税務目的の機密保持や、情報提供が不可能又は過大な負担である場合等、GDPR Article 14(5)に定める条件の下で免除されることもある。

(167) GDPR, Article 5 (1)(a), “lawfulness, fairness and transparency” and Article 5 (1)(b), “purpose limitation.”

(168) Tomo, *supra* note 161.

(169) GDPR, Article 5 (1)(c), “data minimization.”

(170) Tomo, *supra* note 161. See GDPR, Article 5 (1)(e) “storage limitation.”

一では、DAC7 データの保存期間を最大 10 年とする国内法が制定されたが、GDPR 原則との整合性について議論があり、実務上は仮名化・アクセス制限等の補完措置の必要性が指摘されている⁽¹⁷¹⁾。事業者においても、法定保存期間を遵守しつつ、利用頻度の低い情報についてはアクセス制限やアーカイブ化を行い、保存形態を最適化することが望ましいとされる。

3 EU 域外事業者の対応例

DAC7 の域外事業者への適用は、米国のプラットフォーム事業者やオンライン市場に大きな影響を及ぼした。事業者の具体的な対応としては、欧州の各プラットフォーム利用者（販売者）から税務情報（納税者番号や VAT 番号等）を収集・検証するシステムの導入、ガイダンスの提供、そして各事業者が選択した EU 加盟国内の税務当局への登録と報告の提出が挙げられる。

現在までのところ、プラットフォーム事業者が DAC7 違反による制裁を受けたという顕著な事例は確認されていない。これは、GDPR の教訓も踏まえて、多くの事業者が事前に規制遵守の対策を講じたためと考えられる。特にオランダ等の制裁の厳しい国では、「最大 90 万ユーロの罰金や刑事罰の可能性」⁽¹⁷²⁾が示唆されたことから、大規模プラットフォーム事業者は特に慎重な対応を行った。以下、物品販売、個人サービス、不動産の賃貸の 3 つの分野について代表的な取組例を紹介する。

（1）Amazon

Amazon は、オンライン物品販売プラットフォームとして、DAC7 により販売者情報の収集、検証、報告が義務付けられている。対象となる販売者は、EU 加盟国に拠点を持ち、年間で 30 件以上の取引を行っているか、

(171) PwC Legal Belgium, “The Ambiguity of DAC7 Implementation and the ‘Comprehensive FAQ’ in Belgium: A Prelude to Litigation for Digital Platforms?” 22 December 2023 (<https://www.pwclegal.be/en/news/the-ambiguity-of-dac7-implementation-and-the--comprehensive-faq-.html>).

(172) Daan Arends, Wouter Kolkman, and Jesse Peeters, “DAC7 adds reporting obligations for EU digital platform operators,” International Tax Review (ITR), 24 May 2022.

又は 2,000 ユーロ超の売上がある者である。Amazon は、DAC7 遵守のためのポータルサイトを導入しており⁽¹⁷³⁾、販売者に対し必要情報の登録及び確認を求めている。通知後 60 日以内に情報が登録又は確認されない場合、当該アカウントは停止され、情報が検証されるまで支払は留保される。

(2) Uber

Uber は、ライドシェア等の個人サービスを仲介するプラットフォームとして、DAC7 の適用対象となる。報告対象は、EU 加盟国において Uber を通じてサービスを提供するすべての個人及び法人であり、所得金額にかかわらず、1 ユーロから報告対象となる。物品販売に適用される免除措置は、個人サービスには適用されない点に留意が必要である⁽¹⁷⁴⁾。

サービス提供者が必要な情報を提供しない場合、Uber は複数回の催告を行い、それでも応じない場合には、法令に基づき支払留保及びアカウントの一時停止又は閉鎖を実施する義務を負う⁽¹⁷⁵⁾。情報が提供され、検証が完了すれば、これらの措置は解除される。

(3) Airbnb

Airbnb は、不動産の賃貸を仲介するプラットフォームとして、DAC7 の適用対象となる。Airbnb は、ホストに対しホスティング情報の確認及び納税者番号の提供を求めており、この手続はアカウント設定の「税金」セクションを通じて行う⁽¹⁷⁶⁾。

ホストは、居住地国の納税者番号に加え、物件所在地である EU 加盟国の納税者番号を提供する義務を負い、VAT 登録済みの場合は VAT 番号の提出も必要となる。必要情報が提供されない場合、Airbnb は支払留保（送

(173) Amazon, Seller Central Help (DAC7) (<https://sellercentral-europe.amazon.com/>)。

(174) DAC7 の「年間の活動が 30 件未満かつ対価総額 2000 ユーロ以下」という報告免除基準が適用されるのは、「物品販売 (sale of goods)」に限定され、個人サービス (personal service) については、この免除基準の対象外である。

(175) Uber, “DAC7 Reporting Obligations - Frequently Asked Questions (FAQ)” (<https://www.uber.com/fi/en/drive/tax-information/faq-and-resources/>).

(176) Airbnb, Help Centre, “Tax data sharing under DAC7” (<https://www.airbnb.jp/help/article/3268>).

金停止) 等の措置を講じる可能性があり、情報が提供され次第、当該措置は解除される⁽¹⁷⁷⁾。

また EU 非居住者であっても、EU 域内の物件を貸与する場合には報告対象となることが明示されており、同社はグローバルに規制を遵守する姿勢を示している⁽¹⁷⁸⁾。

以上のとおり、代表的なプラットフォーム事業者は、DAC7 の遵守に向け、専用ポータルやシステムを開発・導入している。この取組みは、単なる受動的対応にとどまらず、システム主導による積極的なコンプライアンス体制を示すものである。

もっとも、すべての事業者が自社内で完全な対応を実現できるわけではない。事業者の中には、法律事務所や会計事務所、あるいは専門コンサルティング会社と提携し、DAC7 対応業務の一部をアウトソーシングする事例もみられる。

4 業界の反応

DAC7 は、プラットフォーム事業者に対し、販売者情報の収集・検証及び税務当局への報告を義務付けるとともに、販売者が情報提供に応じない場合には、アカウント閉鎖や支払留保といった強制措置を講じることを求めている。このため、プラットフォーム事業者にとってコンプライアンス対応のための負担は大きい⁽¹⁷⁹⁾。

中古品売買仲介業では、eBay が、実質的に課税所得を生じないと考えられる販売者、特に中古品を時折販売する個人までも DAC7 の適用対象に含まれ

(177) *Ibid.*

(178) *Ibid.*

(179) Mauro Manca, “EU DAC7 Proposal Further Strengthens EU Tax Administrative Cooperation, Even in Respect of Digital Platforms,” IBFD European Taxation, Vol.61(4), March 2021.

る点について懸念を示している⁽¹⁸⁰⁾。ドイツにおける個人の販売者を対象とした eBay の調査によれば、DAC7 の内容を十分に理解していると回答した者は全体の 15%未満にとどまり、回答者の約 4 分の 1 は指令の理解に至るまで販売活動を一時停止し、12%はオンライン販売を控え、オフライン販売へ移行しつつあると報告されている⁽¹⁸¹⁾。

また、欧州で事業を展開する楽天は、販売者の納税者番号の収集義務について、「非常に機微な個人情報であるため、専門でない販売者はその提供に強い抵抗を示す場合がある」とコメントしている⁽¹⁸²⁾。

さらに、中小規模のプラットフォーム事業者にとっては、システム開発やコンプライアンス対応に係るコスト負担が大きく、その影響は深刻であると指摘されている⁽¹⁸³⁾。宿泊業界は中小事業者が多数を占めており、欧州議会の委託による調査においても、DAC7 に基づく報告義務が業界全体、特に中小事業者に過大な負担を課していることが報告されている⁽¹⁸⁴⁾。

こうした状況を踏まえ、報告義務の適用要件については再検討を求める声が高まっている。今後の方向性として、仲介型プラットフォームと自己販売型プラットフォームを区別し、取引の性質やリスクに応じて報告義務の範囲等に差を設ける措置が検討される可能性がある⁽¹⁸⁵⁾。さらに、少額取引者に対する除外（免除）規定の拡充や、報告対象項目の精査・簡素化等、制度の合理化に向けた見直しも重要な論点となると考えられる。

(180) Elodie Lamer, “Used-Goods Sales Platforms Challenge DAC7 Reporting Rules,” Tax Notes International, Vol.115, 5 August 2024.

(181) *Ibid.*

(182) *Ibid.*

(183) Juan Manuel Vázquez, “Chapter 16: DAC7 rules for platforms: a proportionality and legal certainty assessment,” in *Exchange of Information in the EU: Taxpayers’ Rights, Transparency and Effectiveness*, Marina Serrat Romaní, Jasper Korving, and Mariolina Eliantonio (eds.), Edward Elgar Publishing (2024).

(184) Elodie Lamer, “EP Study Says DAC7 Overburdens Accommodations Sector,” Tax Notes International, Volume 115, 9 September 2024. 宿泊業界は、2020 年に 1,280 億ユーロの売上を記録し、約 38 万社のうち 86%が中小事業者である。

(185) Alessio Persiani, “DAC7: Some Thoughts on the Different Roles of Platform Operators and the Appropriate Definition of the Scope of Reporting Obligations,” EC Tax Review, Vol.32(4) (2023).

第 2 節 制度導入の財政的影響

プラットフォーム情報報告制度の導入にあたっては、制度の構築及び運用に伴うコストの把握が不可欠である。DAC7 は、単なる法規制の問題にとどまらず、実務上は抜本的な IT システム整備が課題となる。特に、制度の執行主体である税務当局と、報告義務を負うプラットフォーム事業者の双方にとって、初期費用及び経常費用は重要な検討項目である。本節では、まず EU における制度導入・運用コストの試算を紹介し、次いで具体例としてドイツにおける実施状況を分析する。

1 欧州委員会による費用便益分析

DAC7 導入にあたっては、EU 委員会が事前に詳細な影響評価（Impact Assessment）を実施し、期待される税収増加及び導入・運用コスト（報告対象となる販売者・事業者数の想定含む）について定量的な試算を行っている⁽¹⁸⁶⁾。なお、影響評価レポートの概要を表で示したのが別紙 4 である。

影響評価レポートでは、問題の定義、EU が介入すべき理由、政策目標、複数の政策オプションの比較、さらにそれらの経済的・社会的影響分析が行われた上で、最も望ましい政策案が提示されている。

（1）税収見積り

影響評価レポートは、2018 年時点におけるデジタルプラットフォーム経済におけるタックスギャップを、全面的スコープで 26 億 4,700 万ユーロから 70 億 7,000 万ユーロ（約 4,235 億円から 1 兆 1,312 億円）と推計している⁽¹⁸⁷⁾。さらに、この金額は 2025 年までに 3 倍以上に拡大する可能

(186) European Commission, “Commission Staff Working Document: Impact Assessment accompanying the document Proposal for a Council Directive amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation,” SWD (2020) 131 final (hereinafter, “EC Impact Assessment”).

(187) *Ibid.*, p.36 (Table 9). 以下、1 ユーロ = 160 円で換算する。

性があるとされている⁽¹⁸⁸⁾。DAC7 導入による期待効果としては、所得税・法人税・付加価値税（VAT）を含むデジタル取引への課税の強化により、最大で 330 億ユーロ（約 5 兆 2,800 億円）規模の追加税収が見込まれる⁽¹⁸⁹⁾。

（2）税務当局のコスト

影響評価レポートでは、DAC7 導入に伴う EU 加盟国全体（27 か国）の初期費用（1 回限り）は、約 1 億 8,900 万ユーロ（約 302 億円）と見積られている⁽¹⁹⁰⁾。その主な内訳は、デジタル報告ポータルの開発、報告データの保存及び処理のためのデータベース構築、監査・分析体制の強化、人件費等である。参考までに、DAC2 (CRS) 導入時には初期費用の約 92% が開発費であったとされている⁽¹⁹¹⁾。

制度の運用と執行にかかる経常費用（年次）は、EU 加盟国全体（27 か国）で最大 3,150 万ユーロ（約 50 億円）と推計されており、主にデータベースの維持管理、職員の継続的訓練、加盟国間のデータ交換システムの連携維持等に充てられる⁽¹⁹²⁾。

また、EU 全体の共通費用として、DAC に基づく自動的情報交換が行われる共通通信網 CCN (Common Communication Network) の整備がある。CCN は、EU 域内の税関及び税務当局間で機密性・完全性・可用性の高いデータ交換を実現するために設計された閉域ネットワークであり、欧州委員会と加盟国は CCN への積極的な IT 投資を行っている⁽¹⁹³⁾。

2019 年の DAC 評価レポートによれば、自動的情報交換 (DAC1, DAC2, DAC3) に関して加盟国の税務当局が負担した総コストは、約 1 億 3,000 万

(188) *Ibid.*, p.11.

(189) *Ibid.*, p.37.

(190) *Ibid.*, p.41.

(191) *Ibid.*, p.81.

(192) *Ibid.*, p.80.

(193) Regulation (EU) 2021/847 of the European Parliament and Council of 20 May 2021 establishing the 'Fiscalis' programme for cooperation in the field of taxation and repealing Regulation (EU) No 1286/2013. この Regulation (EU) 2021/847 は、2021 年から 2027 年までの税務分野における協力プログラム「Fiscalis」を設立するものである。

ユーロ（約 208 億円）と推計され、約 1 億 1,160 万ユーロ（約 179 億円）が IT インフラの開発・調整といった初期費用に充てられた⁽¹⁹⁴⁾。なお、これは当時の 28 か国分で、2013～2017 年の累計である⁽¹⁹⁵⁾。

さらに、CCN の開発・運用コストとして、2011 年から 2017 年の間に、EU 全体で合計約 3,100 万ユーロ（約 50 億円）の予算が投入された⁽¹⁹⁶⁾。一国あたり平均数百万ユーロ規模の IT 投資となるが、CCN により安全かつ統一フォーマットで大量データをやり取りできる基盤が整い、結果的に事務コスト削減と効率化が図られている⁽¹⁹⁷⁾。もっとも、単に IT インフラを整備するだけでなく、受領情報の分析・追跡には人的リソースも必要であり、情報交換の効果を最大化する観点から、欧州議会は、税務当局の財務・人的・IT リソースの増強の必要性を強調している⁽¹⁹⁸⁾。

（3）プラットフォーム事業者のコスト

影響評価レポートは、対象プラットフォーム事業者数を約 2,000 と想定し、プラットフォーム事業者の初期費用を約 8 億 7,500 万ユーロ（約 1,400 億円）、その後の経常費用（年次）を約 1 億 500 万ユーロ（約 168 億円）と試算している⁽¹⁹⁹⁾。

これらの費用には、販売者の収益を把握するための IT システムの改修・開発、本人確認や納税者番号取得に係るデューデリジェンス業務、従業員

(194) European Commission, “Commission Staff Working Document: Evaluation of the Council Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation and repealing Directive 77/799/EEC,” SWD (2019) 327 final, p.33. 同文書は、DAC1 から DAC3 までの指令の改正とその影響に焦点を当て、費用便益分析等を行っている。

(195) *Ibid.*, p.33. 英国離脱（Brexit）前の統計であり、当時の EU 加盟国は 28 か国であった（現在は 27 か国）。DAC1（給与、役員報酬、年金、不動産、生命保険に関する情報交換）に約 7,380 万ユーロ、DAC2（CRS、金融口座情報）に約 5,330 万ユーロ、DAC3（税務ルーリング及び APA）に約 280 万ユーロを要したとされている。

(196) *Ibid.*, p.42.

(197) *Ibid.*, p.71.

(198) European Parliament, “resolution of 16 September 2021 on the implementation of the EU requirements for exchange of tax information: progress, lessons learnt and obstacles to overcome, 2020/2046(INI),” para.45.

(199) EC Impact Assessment, p.80.

の訓練のための法務・コンサルティング費用等が含まれる。1事業者あたりの負担額は規模によって異なるが、平均経常費用は年間「数万ユーロ」と想定されていた⁽²⁰⁰⁾。しかし、実際には、大規模プラットフォーム事業者は数百万ユーロ単位の投資を行ったと推測され、中小事業者は相対的に重い負担に直面している。

2 ドイツの実施例

EU 加盟国の中でも、ドイツは DAC7 を「プラットフォームの税の透明化法 (Plattformen-Steuertransparenzgesetz, PStTG)」として国内法化し、比較的早期に対応を進めた国の一である。同法案は 2022 年 9 月に連邦議会へ提出され⁽²⁰¹⁾、財務委員会での審議を経て同年末に可決・成立し、2023 年 1 月 1 日に施行された。

内容としては、報告義務、デューデリジェンス義務、事業者登録義務、違反時の過料（最大 3 万ユーロ）に加え、事前確認制度（バイインディング・ルーリング）が導入されている⁽²⁰²⁾。バイインディング・ルーリングとは、プラットフォーム事業者が税務当局に事前相談を行い、その回答が将来の取引に対して法的拘束力を持つ制度である⁽²⁰³⁾。

(200) EC Impact Assessment, p.43.

(201) ドイツ連邦議会 (Deutscher Bundestag) 「租税分野における行政協力に関する指令 2011/16/EU を改正し、税務手続法を近代化するための 2021 年 3 月 22 日の理事会指令 (EU) 2021/514 の実施に関する法律案」(Gesetzentwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der Richtlinie (EU) 2021/514 des Rates vom 22. März 2021 zur Änderung der Richtlinie 2011/16/EU über die Zusammenarbeit der Verwaltungsbehörden im Bereich der Besteuerung und zur Modernisierung des Steuerverfahrensrechts) 連邦議会印刷物 (BT-Drucks) 20/3436 (2022 年 9 月 19 日)。なお、この法案には、DAC7 以外にドイツ国内での税務手続の近代化や、税務調査の効率化を目的とした規定もある。

(202) Matthias Oldiges, "DACP in Germany: Due Diligence Obligations for Digital Platforms," IBFD European Taxation, Vol.63(7), June 2023.

(203) ドイツには一般的な税務ルーリング制度 (Verbindliche Auskunft) が存在し、納税者は将来の具体的な取引について税務当局に事前照会を行い、拘束力のある見解を得ることができるが (Abgabenordnung 89 条)、PStTG におけるバイインディング・ルーリング制度は、この一般的な仕組みに基づきつつも、DAC7 の報告義務に特化したものである。

PStTG は、デジタルエコノミーにおける税の透明性向上のため、プラットフォーム事業者に、当該プラットフォーム上で所得を得る販売者に関する情報をドイツ連邦中央税務局 (Bundeszentralamt für Steuern, BZSt) へ報告する義務を課している。

(1) 税収見積り

PStTG による税収増の政府見積りは、現時点では確認されていない。しかし、連邦財務省は、プラットフォームを通じた所得を確実に捕捉し、適正に課税することを制度導入の主目的としており、オンライン販売者や宿泊施設提供者を広く報告対象としていることを見込んでいたと報じられている⁽²⁰⁴⁾。

(2) 税務当局のコスト

ドイツでは、プラットフォーム事業者からの報告受領及び EU 域内との情報交換は連邦中央税務局 (BZSt) が一元的に担う一方、実際の課税処理や調査は各州税務当局が管轄し、中央集権的枠組みと地方分権的執行が併存している⁽²⁰⁵⁾。このため、中央システムと州当局を接続するインターフェースや分析体制を新たに構築する必要が生じ、システム開発や人員配置において相当規模の投資を余儀なくされた。法案提出段階で、2022 年から 2025 年までの 4 年間に約 5,600 万ユーロ（約 90 億円）の初期費用が見込まれ、これ加えて同 4 年間で合計約 2,300 万ユーロ（約 37 億円）の経常費用が発生すると試算されている⁽²⁰⁶⁾。

このように、ドイツの PStTG 導入コストの試算は、欧州委員会による影響評価レポートの推計を大幅に上回る水準となっている。その背景には、ドイツ特有の複合的要因があると考える。

(204) ドイツ連邦弁護士会 (Bundesrechtsanwaltskammer) 「税の義務：プラットフォームの税の透明化法の施行」(Steuerpflicht: Plattformen-Steuertransparenzgesetz in Kraft) 2023 年 1 月 4 日 (<https://www.brak.de/newsroom/news/steuerpflicht-plattformen-steuertransparenzgesetz-in-kraft/>)。

(205) 法案にもこの構造を反映したコスト試算が示されている。BT-Drucks 20/3436, *supra* note 201, “E.3 Erfüllungsaufwand der Verwaltung,” p.4.

(206) *Ibid.*

第一に、個人情報保護法制が欧州域内でも特に厳格であることから、公的システム開発では入札要件やセキュリティ基準が高度化しており、調達コストが上振れする傾向がある。第二に、ドイツの行政文化として、外部委託に依存することなく、公務員による内部監督を重視する姿勢が根強いことが挙げられる。第三に、連邦と州との権限分担に起因する調整コストやシステム統合の複雑性がある。このように、単なる予算超過ではなく、ドイツに固有の制度的環境や行政文化が PStTG の実装コストを押し上げる要因になったと考えられる。

以上のとおり、ドイツの実施例は、欧州委員会の影響評価レポートにおける平均的・想定的な試算では捉えきれない、各加盟国の法制度や行政構造といった制度的条件が導入コストに大きく影響することを示している。したがって、日本において導入を検討する際には、固有の環境を踏まえた考慮が必要である。

(3) 事業者の負担

ドイツ国内の専門家からは、PStTG の実施により、プラットフォーム事業者に重いコンプライアンス負担が発生しているとの指摘がなされている⁽²⁰⁷⁾。特に中小プラットフォーム事業者にとっては、継続的な報告義務や厳格なデューデリジェンスを実施するための人的・技術的リソースの確保が大きな課題であり、制度への対応能力において大規模な事業者との格差が生じている。

第 3 節 裁判例に基づく法的制約

現時点では、欧洲連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union,

(207) Grant Thornton AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft 「時は迫る：DAC7 の報告義務は 2024 年 3 月 31 日が期限」(Die Uhr tickt: DAC7-Meldepflicht wird am 31. März 2024 fällig) 2024 年 2 月 27 日付記事(<https://www.grantthornton.de/themen/2024/dac7-meldepflicht-wird-ende-maerz-faellig/>)。

CJEU)において DAC7 自体を直接の争点とする裁判例は確認されていない。しかし、DAC シリーズに関しては複数の重要判決が出されており、これらの判例は、報告義務と基本権（プライバシー権、弁護士秘匿特権、法的安定性等）との関係について一定の法的基準を提示している。今後、DAC7 の執行過程において制度設計や適法性が争われる場合、これらの判例が参照される可能性があることから、以下、CJEU の主要判決を整理し、DAC7 への影響を考察する。

1 DAC 関連判決

(1) Berlioz 事件 (C-682/15、2017 年 5 月 16 日、情報提供要請に対する手続保障)

本件では、DAC1 に基づき、ルクセンブルク税務当局がフランスからの要請に基づいて情報収集を行ったが、法人 (Berlioz) が情報提供を一部拒否したため、罰金処分 (monetary penalty) が行われた⁽²⁰⁸⁾。

CJEU は、納税者が自己に不利益を及ぼす情報提供要請について、不服申立ての手段を通じて正当性を争う機会を有すべきとし、必ずしも情報提供要請全体にアクセスする権利はないものの、当該要請は予見可能関連性 (foreseeable relevance) を有する必要があり、情報提供義務を課される第三者に対して実効的な司法救済が確保されなければならないと判示した。

DAC7 でも、税務当局が特定の販売者の情報をプラットフォーム事業者に個別に照会するケースが想定されるが、当該命令が Berlioz 事件で示された手続的保障を満たすか否かが検討事項となる。

(2) État luxembourgeois 事件 (C-437/19、2021 年 11 月 25 日、グループ照会の適法性)

(208) CJEU, C-682/15 Berlioz Investment Fund SA v. Directeur de l'administration des Contributions directes, 16 May 2017. 判決文と併せて、IBFD Tax Research Platform, "Summary, C-682/15 Berlioz Investment Fund, 16 May 2017"を参照した。同判決を日本語で解説したものとして、大野雅人「国際課税 海外論文紹介 欧州裁判所 Berlioz 事件判決の反響：租税条約に基づく情報交換と納税者の権利保護」租税研究 828 号 284-309 頁（租税研究協会、2018 年 10 月）。

本件では、DAC1 に基づき、フランス税務当局がルクセンブルクの不動産会社の株主及び受益者に関する情報提供を要請した⁽²⁰⁹⁾。この際、特定の納税者名を明示せず、一定の条件に該当する不特定多数のグループに関する情報に対して要請がなされた。

CJEU は、対象が明確に説明された限定的な調査対象グループであれば、予見可能関連性の要件を満たすと判断し、個別の納税者を特定しない情報提供要請も適法と認めた。これにより資料漁り的な情報収集（fishing expedition）は許されないものの、的を絞ったグループに対する照会は可能であることが示された。ただし、情報提供者に対しては、要請の正当性について検証可能な範囲の情報が示されなければならない。

DAC7においても、例えば一定の対価総額以上の販売者カテゴリーに基づくグループ照会が想定されており⁽²¹⁰⁾、当局がその情報収集を正当化するためには、対象範囲や合理的理由を提示する必要があると考えられる。

(3) Orde van Vlaamse Balies 事件 (C-694/20、2022 年 12 月 8 日、弁護士秘匿特権と報告義務)

本件は、DAC6 における弁護士秘匿特権 (Legal Professional Privilege, LPP) の範囲が争点となった⁽²¹¹⁾。DAC6 は、いわゆる義務的情報開示を定めており、弁護士等の「仲介者」にも報告義務が課されるが、加盟国の国内法で専門家の守秘義務等が認められている場合は、当該報告義務が免除される。しかし、報告義務を免除された弁護士であっても、他の仲介者又

(209) CJEU, C-437/19 *État du Grand-duché de Luxembourg v. L*, 25 November 2021.
See also, IBFD Tax Research Platform, “Summary: C-437/19 *État Luxembourgeois (Informations sur un groupe de contribuables)*” 25 November 2021.”

(210) Directive (2021/514), Recital (4).「特定の納税者個人を識別することが困難であり、要求される情報の予見可能関連性が、共通の属性に基づいてのみ記述可能な場合には、(...) 税務当局は、明確な法的枠組みの下で、引き続きグループ照会 (group requests) による情報収集を活用すべきである。」

(211) CJEU, C-694/20 *Orde van Vlaamse Balies, IG, Belgian Association of Tax Lawyers, CD, JU v. Vlaamse Regering*, 8 December 2022. See also, IBFD Tax Research Platform, “Summary, C-694/20 *Orde van Vlaamse Balies and Others*, 8 December 2022.”

は関連納税者に対し、報告義務があることを通知する義務を負っていた。原告は、この通知義務が弁護士と依頼者間の通信の秘密を侵害すると主張した。

CJEU は、DAC6 は租税回避防止という公益目的を持つものの、DAC6 に基づく他の仲介者への通知義務はその目的達成のために厳密に必要ではないとし、当該通知義務は LPP を侵害し、EU 基本権憲章第 7 条（私生活及び通信の尊重）に違反すると判断した⁽²¹²⁾。

DAC7 の報告義務は主にプラットフォーム事業者にあるが、弁護士が仲介者として関与する特殊なケースも考えられ、LPP に関する原則は DAC7 においても尊重されるであろう。

（4）Belgian Association 事件（C-623/22、2024 年 7 月 29 日、DAC6 の有効性と法的安定性）

本件では、ベルギーの税務専門家団体等が、DAC6 の主要概念の不明確さ、弁護士秘匿特権（LPP）への干渉、過重な報告義務等が EU 法に違反すると主張した⁽²¹³⁾。

CJEU は、租税回避防止という公共の利益の観点から、DAC6 の報告義務は比例的かつ正当な措置であると判断した。また、DAC6 の主要概念が抽象的であるとする主張に対しては、解釈を明確にし、指令本文に加えて OECD ガイダンスや加盟国の FAQ 等が整備されていれば、法的安定性は十分確保されるとした。さらに、通知義務からの LPP による免除は、指令で定義された弁護士にのみ適用され、国内法の秘匿特権を有する他の専門家には及ばないことが確認された⁽²¹⁴⁾。

当該判決以前には、DAC7 においても、「プラットフォーム」「関連活動」

(212) この判決を受け、DAC6 は DAC8 により改正された。

(213) CJEU, Case C-623/22 Belgian Association of Tax Lawyers and Others v. Premier ministre/Eerste Minister, 29 July 2024. *See also, IBFD Tax Research Platform, "Summary, C-623/22 Belgian Association of Tax Lawyers, 29 July 2024."*

(214) LPP による報告免除の特権は、弁護士又はそれに準ずる者に限定されることが示された。

「個人サービス」等の主要概念の定義の不明確さが、EU 法上の法的安定性原則に抵触するとの議論が存在した⁽²¹⁵⁾。特に「関連活動」の解釈は、ベルギーのみならず他の加盟国においても統一的理解が困難であると議論されていた⁽²¹⁶⁾。

しかし、当該判決を踏まえれば、DAC7 においてガイドラインや通達の整備が法的安定性に資することは明らかであり、プラットフォーム事業者に課される情報収集・報告義務についても、目的に照らして比例的かつ正当と評価される可能性が高いと考えられる。

2 比較法的視点による調整

これらの判決は、報告義務の拡大と個人の基本権尊重との均衡をいかに図るかについて、EU 法の下で重要な示唆を与えている。日本においては、手続保障、定義の明確性、報告義務の比例性といった観点から、CJEU の判例法理を踏まえた比較法的な視座により、プラットフォーム情報報告制度の構築と調整を図る必要がある。

第 4 節 VAT 政策との連携

DAC7 に基づきプラットフォーム事業者から報告される情報は、本来は所得課税を主目的とするものである。しかし、その性質上、取引当事者や取引額といった付加価値税（VAT）に関連する情報を含んでおり、実務上は他の税目、

(215) Vázquez, *supra* note 183. DAC7 の中核となる定義群の不明確さは、法的安定性の原則に違反する可能性があり、報告義務等の実体的な規定は CJEU によって支持される可能性が高いが、手続や罰則に関する規定には厳格な審査基準が用いられ、比例原則違反と判断される可能性があるとする。特に DAC7 と他の類似の報告義務がもたらす累積的な負担は、全体として評価した場合に「明らかに不釣り合い」と判断される可能性が高いと指摘する。

(216) Felix Desmyttere, “Digital Platform Reporting (DAC7): Fundamental Considerations Regarding the Notion of ‘Relevant Activity’ – A Belgian Case Study,” IBFD European Taxation, Vol.63(11), October 2023.

特に VAT 政策との連携にも活用されている。本節では、VAT における情報利用の実態と、DAC7 との制度設計上の補完関係を整理する。

1 DAC7 の VAT への活用

DAC7 は、デジタルプラットフォーム上の取引に関する所得関連情報を収集対象としているが、付随的に VAT に関する情報の一部も取得している。同指令の前文では、「所得課税及び VAT の正しい評価には、税務当局間の自動的情報交換が極めて重要である」⁽²¹⁷⁾とされ、さらに「加盟国間で交換される情報が VAT 及びその他の間接税の評価・管理・執行にも利用可能であることを明確にする」⁽²¹⁸⁾と記載されている。

実際のデューデリジェンス手続では、販売者の VAT 番号が利用可能な場合には報告対象情報として求められており⁽²¹⁹⁾、また報告プラットフォーム事業者が報告すべき情報として、EU VAT 指令（2006/112/EC）に基づく項目が明示されている⁽²²⁰⁾。

もっとも、欧州委員会の委託調査レポートでは、「DAC7 は VAT 目的にも有用な情報源となりうるが、その活用には限界もある」⁽²²¹⁾と指摘されている。その理由として、①DAC7 が年間ベースの情報報告制度であること、②取引の消費地情報（不動産取引を除く）が十分に特定できないこと、③少額取引が報告対象から除外されることなどにより、VAT 目的での正確な情報収集には不十分な面があることが挙げられている⁽²²²⁾。

このように、DAC7 は所得課税のための情報収集を目的とした制度であり、

(217) Directive (2021/514), Recital (8).

(218) Directive (2021/514), Recital (30).

(219) Annex V, section II B (2)(d).

(220) Annex V, section IV F (2)(e).

(221) European Commission, “VAT in the Digital Age – Final Report Volume 2: The VAT Treatment of the Platform Economy,” December 2022, p.85. “In general, the DAC7 will be an important source of information not only for income tax purposes but may also be helpful for VAT purposes. However, its usefulness for VAT purposes may be limited.”

(222) *Ibid.*

その構造や報告頻度、報告項目は、VAT の賦課徴収に求められる要件とは必ずしも一致していない。こうした背景の下、EU は VAT のデジタル化を目指し、ViDA（VAT in the Digital Age）パッケージを策定するに至った。

2 VAT in the Digital Age (ViDA)

OECD は 2021 年 4 月に報告書「シェアリング・ギグエコノミーの成長が VAT/GST 政策と税務行政に与える影響」を公表した⁽²²³⁾。同報告書は、プラットフォームを通じた取引データの税務当局への報告や、プラットフォームによる VAT 徴収義務の代行といった手法を有効な対応策として提言した。これを受け、EU は、デジタルエコノミーに対応した VAT の改革を目的とする「ViDA パッケージ」を 2022 年末に提案し⁽²²⁴⁾、2025 年 3 月に採択した⁽²²⁵⁾。

ViDA は、次の三項目が中心的な要素となる⁽²²⁶⁾。

① デジタル報告義務

電子インボイスの義務化と、国境を越える取引におけるリアルタイムのデジタル報告を導入することで、VAT ギャップの削減と不正の効果的な検出・防止を図る。

② プラットフォーム経済における VAT 徴収

短期宿泊サービスと旅客輸送サービスを仲介するオンラインプラットフォームに対し、「みなし供給者」制度を導入する。これにより、プラットフォームがこれらのサービスの供給者とみなされ、VAT を徴収・納付する責任を負う。

(223) OECD, “The Impact of the Growth of the Sharing and Gig Economy on VAT/GST Policy and Administration” (2021) (https://www.oecd.org/en/publications/the-impact-of-the-growth-of-the-sharing-and-gig-economy-on-vat-gst-policy-and-administration_51825505-en.html).

(224) European Commission, “VAT in the Digital Age (ViDA)” (https://taxation-customs.ec.europa.eu/taxation/vat/vat-digital-age-vida_en).

(225) European Commission, “Adoption of the VAT in the Digital Age package” 11 March 2025 (https://taxation-customs.ec.europa.eu/news/adoption-vat-digital-age-package-2025-03-11_en).

(226) IBFD Tax Dossier, “VAT in the Digital Age (ViDA).”

③ 単一 VAT 登録

既存の OSS (One Stop Shop) 及び IOSS (Import One Stop Shop) を拡大し、EU 域内で事業を行う事業者が VAT 目的で複数回登録することを不要とし、単一のオンラインポータルを通じてコンプライアンス義務を一元的に履行できるようにする。

特に②は、短期宿泊サービス（例：Airbnb）及び旅客運送サービス（例：Uber）において、一定の場合にプラットフォーム事業者を「みなし供給者」とし、VAT 納税義務を負わせる仕組みである⁽²²⁷⁾。「みなし供給者」となる条件は、元のサービス提供者（ホストやドライバー等）が EU で VAT 登録をしていない非居住者、非課税主体（一般消費者）、又は特定の免税事業者等の場合である⁽²²⁸⁾。ViDA では、このプラットフォーム課税ルールを 2028 年 7 月 1 日から実施する計画で合意した⁽²²⁹⁾。

このように ViDA パッケージは、プラットフォーム経済への対応のみならず、EU 域内における VAT のデジタル化・効率化を図る総合的な改革となっている⁽²³⁰⁾。特に ViDA のデジタル報告義務は、将来的に DAC7 の情報収集及び報告プロセスと連携する可能性があり、税務コンプライアンスにおいて相乗効果を生み出すことも考えられる⁽²³¹⁾。

3 CESOP 決済データによる補完

2024 年 1 月から、EU では電子商取引に関連する VAT の申告漏れ及び不

(227) Nevia Čičin-Šain, “Newly proposed VAT rules for sharing economy platforms – some fine-tuning needed?” Kluwer International Tax Blog, 22 March 2023 (<https://kluwertaxblog.com/2023/03/22/newly-proposed-vat-rules-for-sharing-economy-platforms-some-fine-tuning-needed/>).

(228) *Ibid.*

(229) European Commission, *supra* note 224.

(230) *Ibid.*

(231) EY Luxembourg, “ViDA and the Future of VAT: A Digital Revolution in European Tax,” (https://www.ey.com/en_lu/insights/tax/vida-and-the-future-of-vat-a-digital-revolution-in-european-tax-compliance) 19 March 2025.

正等への対策として、決済サービスプロバイダー（Payment Service Providers, PSPs）から四半期ごとに決済情報を収集し、中央データベースで集約・分析するシステムが運用されている⁽²³²⁾。これは、CESOP（Central Electronic System of Payment information）と呼ばれる⁽²³³⁾。

仕組みとしては、ある加盟国の消費者（支払人）から他の加盟国又は EU 域外の国・地域の事業者（受取人）への支払情報が一定件数以上ある場合に⁽²³⁴⁾、その PSP は受取人ごとに決済件数・金額等を報告する⁽²³⁵⁾。報告データは CESOP 中央データベースに蓄積され、各加盟国の税務当局等がアクセスして、例えば特定事業者の売上が VAT 登録の免除額を超えていないか、OSS 制度で適切に申告されているかといった点を横断的にチェックする。

オランダ政府の解説では、DAC7 がプラットフォーム利用者（販売者）の「所得」を捕捉する目的であるのに対し、CESOP は「取引」を単位とした VAT 課税対象の特定を目的とすると説明されており⁽²³⁶⁾、両制度が補完的であることが示唆されている。

具体的には、DAC7 が年間売上ベースで「誰がいくら稼いだか」を報告するのに対し、CESOP は四半期ごとに「どの取引がどの国との間で行われたか」を追跡し、OSS や VAT 番号に基づく VIES データ⁽²³⁷⁾との照合を通じて

(232) European Commission, “Tackling VAT fraud in e-commerce – CESOP” (https://taxation-customs.ec.europa.eu/taxation/vat/fight-against-vat-fraud/tackling-vat-fraud-e-commerce-cesop_en).

(233) *Ibid.* 根拠となる指令も通称で「CESOP Directive」と呼ばれる。正式名称は、Council Directive (EU) 2020/284 of 18 February 2020 amending Directive 2006/112/EC as regards introducing certain requirements for payment service providers.

(234) この報告義務は、年間を通じて同一の受取人に対して 25 件を超える越境決済が行われた場合に発生し、データの提供対象は、PSP が支払者又は受取人と直接的に関係する取引に限られる。

(235) なお、支払者又は受取人の所在地は IBAN 等の識別子に基づく「プロキシ」により判定される仕組みとなっており、VAT の「事業者の所在」とは異なる。

(236) Zutt, J. and M. Timmermans, “CESOP – The Priorities and the Nice-to-Knows,” IBFD International VAT Monitor, 15 August 2023.

(237) VIES (VAT Information Exchange System) は、EU 加盟国間での VAT 番号の有効性を確認するためのオンラインツールである。VIES は検索エンジンであり、各国の VAT データベースから情報をリアルタイムで取得する。

申告漏れの取引等を検出することに重点を置いている。両制度のデータを突き合わせることで、売上情報（DAC7）と決済情報（CESOP）の照合や、事業者の VAT 番号の確認等が可能となり、税務当局の執行力が一段と強化されることになる。

このように、EU は、取引プラットフォーム（DAC7）と決済プラットフォーム（CESOP）の双方から情報を取得し、それらを組み合わせて VAT 申告漏れの是正や不正対策を行っている。プラットフォーム経済への課税の議論においては、今後、税目横断的な制度連携の在り方が重要な論点となるであろう⁽²³⁸⁾。

第 5 節 今後の展望

1 制度横断的な情報収集

DAC7 は所得課税目的での情報報告制度にとどまらず、VAT のデジタル化政策（ViDA、CESOP）とも連動し、税務行政全体の共通データ基盤形成に寄与しつつある。将来的には、取引と決済プラットフォーム双方からの情報収集を契機とした所得課税・VAT の一体的管理、さらに理想としては、EU 域内税制のデジタル統合へつながる可能性を秘めている。

この潮流に鑑みると、プラットフォーム情報報告制度の日本導入では、単に DAC7 の枠組みを模倣するのではなく、消費税との将来的な連携を視野に入れた統合的な制度設計が求められる。

2 コンプライアンス負担と執行

他方、DAC 7 の執行に伴う現実的な課題を直視する必要がある。

(238) DAC7 と VAT 指令（特に 2021 年改正）によるプラットフォーム情報収集義務を比較し、両制度の重複・非効率さを解消するために一体化（alignment）を提案するものとして、Madeleine Merkx, Anne Janssen, and Maxime Leenders, “Platforms, a Convenient Source of Information Under DAC7 and the VAT Directive: A Proposal for More Alignment and Efficiency,” EC Tax Review, Vol.31(4) (2022).

第一に、事業者及び税務当局のコスト負担である。報告プラットフォーム事業者は、販売者からの情報収集、デューデリジェンス、報告プロセスの整備のため、IT システムの改修及び管理体制強化の必要に迫られる。特に中小事業者にとっては、これらは過重な負担となりうる。また行政側も、情報の受送信インフラの整備や、職員の専門的な訓練、システム運用コストを含む相応のコストが必要となり、特に導入初期には高い財政的・人的資源の投入が不可避である。

第二に、DAC7 は EU 指令であり、ドイツの PStTG のように国内法へと移植される過程で、各加盟国固有の解釈や運用上のニュアンスが付加される可能性がある。その結果、EU 域内では報告期限や罰則体系に差異が生じ、複雑なコンプライアンスの一因となっている。

第三に、個人情報保護の要請である。DAC7 は膨大な取引データの収集・保有を前提とし、EU においては GDPR の遵守が求められる。しかし、実際の運用においては、課税目的の情報利用とプライバシー保護との間で、いかに適切な均衡を図るかという問題が継続的に提起されている。

第四に、域外事業者への執行上の問題がある。たとえ国内法で登録義務や罰則規定が整備されていても、域外に拠点を置く事業者が報告義務に違反した場合、その制裁措置を実効的に執行することには困難が伴う。現に DAC7 では、報告義務を履行していないと考えられる域外プラットフォーム事業者と、その利用者である販売者の所得情報の把握が課題となっている。

2024 年 12 月に欧州税務当局間機構 (Intra-European Organisation of Tax Administrations, IOTA)⁽²³⁹⁾ と欧州委員会 (DG TAXUD) が共同開催したウェビナーにおいても、DAC7 に基づく新たな報告情報の活用とともに、域外事業者への執行が議論の中心となつた⁽²⁴⁰⁾。同ウェビナーでは、EU 域内外

(239) IOTA は、欧州の税務当局間での協力と情報共有を促進する非営利の政府間組織である。

(240) IOTA Webinar in partnership with DG TAXUD on “The effective use of new information received under Council Directive (EU) 2021/514 (‘DAC7’),” 12 December 2024 (<https://www.iota-tax.org/news/iota-webinar-in-partnership-with-dg-taxud-on-the-effective-use-of-new-information-received-under-council-directive-eu-2021-514-dac7>)

のプラットフォーム事業者から提供されるデータの品質向上、不遵守事例への対応、国際的な協力の必要性が強調された。もっとも、EU 域外事業者への制裁（取引禁止、アクセス遮断等を含む）については、DAC8（暗号資産の情報交換）でも議論されており⁽²⁴¹⁾、国境を越えた規制執行の枠組み整備が今後の重要な課題である。

なお、EU は 2025 年以降、加盟国に対して DAC7 の登録事業者数、報告件数、情報交換件数等の統計データの提出を義務付けている⁽²⁴²⁾。これにより、政策効果の定量的検証や、将来の制度改正へのフィードバックが期待される。この統計を踏まえ、日本での制度設計においても、政策効果やプラットフォーム事業者への影響等を考慮する必要があるだろう。

3 EU における税制の見直し

BEPS 以降、税制は複雑化の一途をたどっており、OECD 及び EU は、情報報告制度の重複や不整合の解消に向けた整理・簡素化、いわゆる税制の decluttering に取り組みつつある⁽²⁴³⁾。この decluttering の対象は、DAC シリーズに限らず、他の制度（第 2 の柱等）とも密接に連動している⁽²⁴⁴⁾。

2024 年 5 月、欧州委員会は DAC の運用状況に関する第 2 次評価作業を開始した⁽²⁴⁵⁾。この評価作業では 2018～2022 年の期間が対象とされ、DAC7 及

dg-taxud-on-the-effective-use-of-new-information-received-under-council-directive-eu-2021-514-dac7).

(241) Claudio Cipollini, “DAC8 and Extraterritoriality: How to Enforce Compliance for non-EU Operators,” EC Tax Review, Vol. 33(1) (2024).

(242) これらは Annex XV (Directive 2022/1467 で導入) 及び Annex IX (Directive 2025/648 で改正) に従って提出される。

(243) 税制の decluttering については、高橋麻莉・飯田淳一「2024 年度 IFA 年次総会（ケープタウン大会）報告会」租税研究 906 号 328-386 頁（日本租税研究協会、令和 7 年 4 月）参照。

(244) 同上。

(245) European Commission, “Evaluation of administrative cooperation in the field of direct taxation: Open public consultation and call for evidence,” 8 May 2024 (https://taxation-customs.ec.europa.eu/news/evaluation-administrative-cooperation-field-direct-taxation-open-public-consultation-and-call-2024-05-08_en).

び DAC8 は範囲に含められていないが⁽²⁴⁶⁾、パブリックコメントにおいては、評価作業対象ではない DAC7 についても eBay や Vinted 等から懸念が表明されている⁽²⁴⁷⁾。

こうした流れから、将来的に累次改正で複雑化した DAC シリーズを統合・整理する措置や、DAC7 を含む情報交換制度の再構築が検討される可能性がある。実際、学界でも、事業者負担の問題にとどまらず、比例性原則を軸に DAC7 全体を評価し、報告義務の過剰・過少適用や VAT 等との重複といった制度的不整合を批判的に捉えつつ、将来的には統合型データ共有モデルにまで視座を広げる議論が展開されている⁽²⁴⁸⁾。

さらに、欧州委員会は、2025 年 9 月時点で進行中の第 2 次評価作業を踏まえ、次期改正では個別番号 (DAC10) を付さず、一本化された *recast* として再編する方針を示しており、制裁の調和、納税者番号の標準化、既存 DAC 間の重複解消等が論点となっている⁽²⁴⁹⁾。もっとも、具体的な改革の内容は未定であり、まずは第 2 次評価結果とパブリックコメントのフィードバックを踏まえて議論が本格化すると予想される。

(246) 両者は直近に導入された制度であり、評価時点で実施期間が短いため除外された。

(247) Elodie Lamer, “Stakeholders Oppose Aggressive Tax Plan Reporting Under DAC6,” *Tax Notes International*, Volume 115, August 5, 2024. このほか、DAC6 の負担過重、抑止効果への疑問、LPP 侵害について利害関係者から批判が集中した。

(248) Juan Manuel Vázquez, “Tax reporting by digital platforms under DAC7: A proportionality assessment,” PhD Thesis, University of Amsterdam (2025). 同氏による前掲注(183)(2024)の論考は、閾値設定や中小事業者の負担を比例性的観点から法的に検討するにとどまっていたが、この 2025 年の博士論文では、DAC7 全体の設計が EU 法の比例原則に整合するかを政策論へ昇華して分析している。なお、同博士論文は、Wolters Kluwer より 2025 年 8 月に書籍として刊行された。

(249) Elodie Lamer, “EU Commission Renews Push to Harmonize Sanctions in DAC Recast,” *Tax Notes International*, Vol. 119, 22 September 2025.

第 5 章 日本版プラットフォーマー調書の課題

前章までで、DAC7 の制度設計と執行上の課題を整理した。本章では、これらの知見を踏まえ、日本がプラットフォーム情報報告制度を導入する場合に直面しうる課題を体系的に検討する。

第 1 節 制度導入の前提条件

EU は、単一市場の枠組みを通じて、27 か国の加盟国において国境を越えたビジネス展開を可能にする構造を有している。しかし、各加盟国の税務当局にとって、自国居住者がデジタルプラットフォームを介して行う取引を把握することは、情報の非対称性ゆえに困難であった。この情報ギャップを解消するため、EU は DAC7 を導入し、EU 居住者に関する取引情報を域内外を問わずプラットフォーム事業者に報告義務を課すとともに、加盟国間での自動的な情報交換の仕組みを構築した。言い換えれば、DAC7 は、第三者であるプラットフォームを情報収集の主体と位置付けることで、域内における所得課税の公平性と透明性を確保することを目的としている。

これに対し、日本の制度設計は、EU とは根本的に異なる前提に立脚している。日本市場は EU のように複数の国家で構成されておらず、課税権の確保という観点からは、まず自国居住者の所得情報を的確に把握することが制度導入の主要な目的となる。すなわち、方向性としては、自国居住者の所得情報の把握が第一義的な課題であり、国際的な情報交換は次順位の優先事項となる。

この点、DAC7 は本質的に域内報告制度であることに留意する必要がある。DAC7 が「情報交換」というキーワードとともに論じられるため、日本国内では報告義務と情報交換が不可分であるかのような誤解が生じやすいが、これは正確ではない。DAC7 における情報交換は、非居住者情報の自動的交換を行う共通報告基準（CRS）や CARF（暗号資産の報告枠組み）とは制度趣旨を異にする。

こうした国際的文脈を踏まえれば、日本がプラットフォーム情報報告制度を導入するに際して、次の3点が制度設計上の鍵となる。

① 既存制度との整合性

マイナンバー制度との連携や現行の法定調書との接続の観点から、既存の税務行政インフラを最大限活用する。

② 適用範囲・基準の調整

零細事業者や副業的活動に対する過剰な報告義務を回避し、免除基準を適切に設定することで、制度の受容性を高める。

③ 現実的な制度運用

段階的導入による行政負担の平準化とともに、プラットフォーム事業者へのガイダンス等を通じて制度の定着を図る。

このようなアプローチにより、国際的な潮流に適切に対応しつつ、国内法と整合した制度構築が可能となる。

第2節 法定調書との接続

我が国においてプラットフォーム情報報告制度を導入するにあたり、その設計上、既存の税務インフラの活用が重要となる。既に第三者報告制度として確立している法定調書が存在することから、これをベースとして制度を構築することは、現実的かつ効率的なアプローチと考えられる。本節では、プラットフォーム事業者を法定調書提出義務者として位置付けた場合に想定される法的・制度的課題を整理する。

1 法定調書の概要

いわゆる「法定調書」とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法及び国外送金等調書法⁽²⁵⁰⁾等の複数の法令に根拠を有する、税務署への提出が義務

(250) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）。

付けられた情報提供文書の総称である⁽²⁵¹⁾。例えば所得税法では、報酬、料金、契約金、配当、利子等一定の対価を支払う者に対し、その支払内容に関する調書を所定の様式で所轄税務署に提出する義務が課されており⁽²⁵²⁾、これに違反した場合には罰則規定が設けられている⁽²⁵³⁾。

既存の法定調書は、法的枠組みの柔軟性と高い情報収集機能を有していることから、プラットフォーム取引のような新たな経済形態にも応用可能であると考えられる。したがって、情報報告制度の導入は、完全な新法の制定に依拠するのではなく、法定調書の構造を活用しつつ、報告対象者・対象取引・報告項目の明確化を図ることが望ましい。

2 法定調書の種類と分類

現在、法定調書は全部で 63 種類存在する⁽²⁵⁴⁾。数多くの法定調書の中でも、特に日常的に関わる代表的なものとして、「給与所得の源泉徴収票」や「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「不動産の使用料等の支払調書」がある。

法定調書は、国外財産調書及び財産債務調書を除き、大きく二つの類型に分類される。一つは支払者が源泉徴収を行う所得に係る「源泉徴収票」であり、もう一つはそれ以外の所得や取引に係る「支払調書」である。

源泉徴収票は、給与や公的年金等の支払時に源泉徴収が義務付けられている所得について税務署へ報告する制度であり、所得の捕捉と適正な申告・納税の両面に資する。一方で支払調書は、報酬や不動産使用料等、必ずしも源泉徴収の対象とならない、あるいは別途申告が必要な所得に関する情報を第三者から取得する仕組みである。これは、納税者自身による申告の正確性を確認するための情報となる。

(251) 北澤・前掲注(6) 51 頁。

(252) 所得税法 225 条①。

(253) 所得税法 242 条① 5 号。

(254) 国税庁タックスアンサー（よくある税の質問）「No.7401 法定調書の種類」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hotei/7401.htm>)。

のことから、プラットフォーム事業者に源泉徴収義務ではなく、情報の収集・報告義務を課すという制度設計を採る場合、その情報報告は、法定調書の中でも「支払調書」の類型に該当すると考えられる。

3 支払調書の提出義務

(1) 支払者を中心とした提出義務

支払調書の提出義務は、原則として「支払者」に課されており、他者に対して一定額以上の金銭や経済的利益を支払った者が、所定の様式により税務署へ報告を行う仕組みとなっている⁽²⁵⁵⁾。ただし、すべての支払に報告義務が生じるわけではなく、法令により対象とされる支払項目及び金額基準が明確に定められている。一方で、国外財産調書及び財産債務調書に関しては、提出義務者は支払者ではなく、一定の資産又は債務を有する個人の居住者である⁽²⁵⁶⁾。

(2) 支払者概念の再設計

プラットフォーム事業者に対する報告義務を、既存の法定調書の延長線上で導入する場合、「支払者」の概念との整合性が問題となる。法定調書では、一部の例外を除いて、原則的には取引の直接的な支払者が取引相手に関する情報を税務署へ提出する。しかし、プラットフォーム経済においては、必ずしも対価の支払者が誰かを一義的に特定できない事例も多く、現行制度の枠組みでは対応が困難である。

このため、制度設計においては、次の二つの選択肢が検討されるべきである。一つは、「支払者」の概念を変更し、仲介者たるプラットフォーム事業者にも一定の情報報告義務を課す方法であり、もう一つは、国外送金等調書法のように、仲介者に対して独立の報告義務を課す新たな報告制度を別建てで設計する方法である。

(255) 北澤・前掲注(6) 51 頁。

(256) 国外送金等調書法 5 条及び 6 条の 2。

(3) 提出義務者による本人確認手続

マイナンバー（個人番号）の提供を受ける際は、番号法⁽²⁵⁷⁾により厳格な本人確認が義務付けられている。本人確認方法は、対面、郵送、オンラインと多岐にわたり、それぞれで求められる書類や手続が異なる。

継続的な取引では、マイナンバーの提供を受ける最初の機会に、マイナンバーカード（一枚で番号確認と身元確認が可能）や、通知カードと運転免許証等の組み合わせにより、番号確認と身元確認を行う必要がある。

典型例として、給与所得の源泉徴収票や報酬・料金等の支払調書では、番号法 16 条（本人確認の措置）に基づき、支払者が従業員・受託者からマイナンバーの提供を受けるときは、

- ① 番号確認（本人が提示するマイナンバーカード等により正しい番号であることの確認）及び
- ② 身元確認（運転免許証や旅券等で当該番号の保有者本人であることの確認）

を行う⁽²⁵⁸⁾。通常、雇用契約時や取引開始時等、初回に実施されることが多い。

一度マイナンバーの提供を受け、法定調書の作成のために継続的に利用する意図がある場合、その後の法定調書の提出の都度、改めて本人確認書類の提示を受ける必要はない。例えば、年間の講演料の支払等、継続的な取引で前年にマイナンバーの提供を受けている場合、そのマイナンバーは再度の本人確認なしに翌年以降の支払調書作成に継続して利用できる⁽²⁵⁹⁾。

(257) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）。

(258) 所得税法 225 条及び 226 条等に基づき、各税法及び施行令・施行規則によって法定調書の具体的な様式や記載事項（マイナンバーを含む）が定められている。平成 28 年 1 月 1 日以後の金銭等の支払等に係る法定調書については、金銭等の支払を受ける者及び支払者等のマイナンバー又は法人番号を記載する。国税庁「No.7400 法定調書の提出義務者[令和 6 年 7 月 1 日現在法令等]」

（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hotei/7400.htm>）。

(259) デジタル庁「よくある質問：民間事業者における取扱いについて Q4-3-11 講師へ講演料の支払が発生し、翌年以降も継続して報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

ただし、この場合でも、事業者が過去に番号法や税法で定めるものと同程度の本人確認を行っていることが前提となる。

(4) 本人確認を怠った場合の罰則

法定調書の不提出・虚偽記載については、所得税法 242 条等により 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金が科せられる。これに加え、番号法に違反した場合（マイナンバーの不適切な取得・利用・提供等）は、より重い罰則が科される可能性がある。これは、提出義務者が単に税務コンプライアンスを遵守するだけでなく、個人情報保護も同時に求められていることを意味する。

なお、提出義務者は、原則として支払を受ける者からマイナンバーの提供を受ける努力義務がある⁽²⁶⁰⁾。支払を受ける者がマイナンバーの提供を拒否した場合、提出義務者は、マイナンバーの提供を求めた経緯や提供を拒否された事実を記録・保存することとなる⁽²⁶¹⁾。

(5) 提出と電子提出義務化の拡大

法定調書の提出期限は、例えば所得税法に規定するものの多くは、支払の確定した日の属する年の翌年 1 月 31 日である⁽²⁶²⁾。法定調書は、書面のほか、e-Tax でも作成・提出が可能である⁽²⁶³⁾。令和 4 年 1 月から、クラウドサービス等を利用して法定調書を提出できるようになり、また大量の調書を提出する場合には、e-Tax に代えて光ディスク等（CD・DVD 等）で

作成事務の為に利用する場合、本人確認を行う必要はありますか。」

（https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_faq_04）。

(260) 国税庁「法定調書に関する FAQ Q1・2 従業員や講演料等の支払先等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。（平成 30 年 4 月 27 日更新）」
（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/FAQ/houteichosho_qa.htm）。

(261) 同上。

(262) 国税庁「法定調書の種類及び提出期限」

（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/01.htm>）。

(263) 国税庁「法定調書（源泉徴収票、支払調書）の作成と提出」

（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/hotei/index.htm>）。

提出することができる⁽²⁶⁴⁾。なお、調書等の電子提出の普及に鑑み、令和 9 年 1 月以降は、前々年の提出枚数が 30 枚以上の場合に電子提出が義務化される⁽²⁶⁵⁾。

4 本人確認とデューデリジェンス

(1) 水準の差

現行の法定調書の本人確認は、取引開始時の確認にとどまり、その後の検証や更新義務は課されていない⁽²⁶⁶⁾。また、確認対象は主として国内居住者に限られており、外国の納税者番号や居住地の検証を求める規定は存在しない。

これに対し、MRDP/DAC7 では、プラットフォーム事業者には、収集した情報が信頼できるものであることを確認する継続的なデューデリジェンスを行う義務がある。これには、収集した情報の内部記録との照合、第三者の電子的記録や政府のデータベース（利用可能な場合）の利用、納税者番号のチェック等が含まれる。このように、現行の法定調書の本人確認義務と MRDP/DAC7 が要求するデューデリジェンスの水準とは、大きな差が存在する。

(2) 導入時の検討

そのため、プラットフォーム事業者に対してデューデリジェンス義務を課すためには、新たな法的根拠が必要となる。情報収集義務に加え、居住地確認、記録保存といった高負荷の義務を課す以上、租税法律主義の要請により、法律で明示的な規定を置くことになるであろう。

また、国税庁からもガイダンスの整備等が必要になる。例えば、プラッ

(264) 同上。

(265) 令和 6 年度「所得税法等の改正」116 頁「十 支払調書等の特例の改正」参照（所得税法 228 条の 4 ①、租税特別措置法 42 条の 2 の 2 ①、国外送金等調書法 4 条②）。

(266) 他方、共通報告基準（CRS）で金融機関が非居住者に対する利子・配当等の支払情報を提供する場合には、犯罪収益移転防止法に基づき、KYC（Know Your Customer）を通じた居住地判定が行われる。しかし、これらは金融機関に特有の措置である。

トフォーム事業者がある特定の販売者を日本の居住者と判断する場合、住所と居住者概念は必ずしも一致せず、二重居住者や短期滞在者といったケースでは誤判定が起こりうるからである。

さらに、中小事業者対策も必要になるであろう。クラウド e-KYC サービスや API 連携ツールを利用できる大規模なプラットフォーム事業者と、システム開発が困難な中小事業者との間で相対的なコスト格差が拡大する恐れがある⁽²⁶⁷⁾。その一方で、閾値が低すぎれば数多くの中小事業者を巻き込み、デジタルエコノミー全体のコンプライアンスコストを引き上げる一方、高すぎれば課税ベースを取りこぼす。DAC7 では、一定の条件下で中小事業者の報告義務を免除するカーブアウトが不採用となったが、第3章第2節3で分析したように、これにより中小事業者が過大な負担を抱えているとの議論がある。日本特有の取引実態に合わせた調整が必要となる。

5 個人情報保護との関係

プラットフォーマー調書の導入にあたっては、報告義務規定の整備にとどまらず、番号法及び個人情報保護法⁽²⁶⁸⁾との整合を図る必要がある。特に、情報のマッチング精度を高めるためには、プラットフォーム事業者による確実な本人確認と、マイナンバーを納税者番号として収集・報告できる仕組みの構築が必要となるが、この過程では、個人情報の適正な取扱いと安全管理措置を講じることが求められる。

(1) 番号法

プラットフォーマー調書の実装において、最も重要な論点はマイナンバーの運用であろう。MRDP／DAC7 では、報告対象販売者の納税者番号 (Tax Identification Number, TIN) の収集・報告が義務付けられている。

(267) ただし、個人情報保護法においては、取り扱う個人情報の量が少ない事業者を個人情報取扱事業者に含めても、過大な負担とはいえない整理されている。宇賀・前掲注(82) 178-180 頁。

(268) 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）。

日本のマイナンバーは、形式上 TIN とされるが、国際標準としての TIN の機能（一定の民間利用・情報交換でのキー識別子等）と比べると特殊な性質を有する。具体的には、マイナンバーは「特定個人情報」として追加的な安全管理義務が課されており、事業者は、番号法別表及び政令で列挙された事務以外では、マイナンバーを請求・保管することができない。

条文上、番号法 9 条（利用範囲）は、マイナンバーの利用範囲を、社会保障、税、災害対策に関する事務に限定しており⁽²⁶⁹⁾、番号法 20 条（収集等の制限）は、法令で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報の収集又は保管を禁止している⁽²⁷⁰⁾。関連して、番号法 15 条（提供の求めの制限）では、何人も、同法 19 条（特定個人情報の提供の制限）各号に該当する場合を除き、他人に対し、マイナンバーの提供を求めてはならないと規定している⁽²⁷¹⁾。さらに、再委託時のマイナンバーの取扱いについても、番号法 10 条（再委託）及びガイドラインの遵守が求められる。

またマイナンバーは、番号法で限定的に明記された事務を処理する必要がある場合に限り、保管し続けることができるとしている⁽²⁷²⁾。しかし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない⁽²⁷³⁾。

（2）個人情報保護法

MRDP／DACP7 が要求する情報には、氏名、住所、TIN、金融口座情報、対価総額、手数料控除額等、様々な個人情報が含まれる。これらの情報の

(269) いわゆるポジティブリスト方式である。宇賀克也『マイナンバー法の逐条解説』52 頁（有斐閣、2022 年 6 月）。

(270) ただし、番号法 6 条は、マイナンバーを利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体がマイナンバーの利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとすると定めている。

(271) 宇賀・前掲注(269) 125-126 頁。

(272) 個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」平成 26 年 12 月 11 日（令和 7 年 6 月一部改正）「第 4-3-(3) 収集・保管制限（B 保管制限と廃棄）」。

(273) 同上。

取扱いについては、マイナンバー以外は原則として個人情報保護法が適用される。個人情報保護法の観点からは、プラットフォーム事業者及び国税当局において、次の 4 点が検討課題となる。

① 利用目的の特定と取得に際しての通知

個人情報保護法 17 条（利用目的の特定）により、個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならず、同法 21 条（取得に際しての利用目的の通知等）によりその目的を本人に通知又は公表する必要がある。

② 第三者提供の制限と税務当局への報告

プラットフォーム事業者が、当該プラットフォームで取引を行う個人の情報（氏名、住所、対価総額等）を収集し、税務当局に報告する場合、これは個人データの第三者提供に該当する可能性がある。

個人情報保護法 27 条（第三者提供の制限）は、個人情報取扱事業者は原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないと定めている。ただし、「法令に基づく場合」や、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」等、いくつかの例外が規定されている。

「法令に基づく場合」が例外となるのは、法令に第三者提供の根拠がある場合には、第三者提供によりもたらされる利益が国会により認知されており、本人同意原則の例外を認める合理性があるからである⁽²⁷⁴⁾。これには、第三者提供が直接に義務付けられている場合に限らず、罰則により間接的に強制された行政調査に応じて提供する場合も含まれる。その例として、税務署職員又は徴税吏員による質問検査権の行使に応じた情報の提供が挙げられる⁽²⁷⁵⁾。

したがって、法律によってプラットフォーム事業者による税務当局への情報報告が義務付けられるのであれば、個人情報保護法 27 条 1 項 1

(274) 宇賀・前掲注(82) 249 頁。

(275) 国税通則法 74 条の 2 ~ 74 条の 6、128 条 2 号・3 号等。宇賀・前掲注(82) 250 頁。

号の「法令に基づく場合」に該当し、第三者提供が可能となると考えられる⁽²⁷⁶⁾。

③ 保存期間

個人情報保護法 29 条（第三者提供に係る記録の作成等）では、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、個人情報取扱事業者は第三者提供に係る記録作成が義務付けられており、関連するデータ項目を原則 3 年間保存する⁽²⁷⁷⁾こととなる。

なお、個人情報保護法では、個人情報の保存期間や廃棄すべき時期について規定していない⁽²⁷⁸⁾。もっとも、同法 22 条（データ内容の正確性の確保等）により、個人情報取扱事業者は、その取扱いに係る個人データを利用する必要がなくなった場合には、遅滞なく消去しなければならない⁽²⁷⁹⁾。

MRDP/DAC7 では「5 年以上 10 年以内」のデータ保存が求められているため、プラットフォーマー調書については、正当な根拠として他の税務書類と同様に税法において保存期間を定める必要がある。

④ 安全管理措置

個人情報保護法 23 条（安全管理措置）は、個人情報取扱事業者に対し、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることを義務付けている。安全管理措置を講じることは、事業者にとって組織的、人的、物理的、技術的な側面から多岐にわたる対策が求められる。特に中小事業者にとって、専門知識を持つ人材や十分な予算を確保することが難しく、適切な安全管理措置を講じることが大きな負担となる場合がある。

(276) 特定個人情報の提供の制限については、番号法 19 条の規定が特別法として適用されるため、個人データの第三者提供の制限について定めた個人情報保護法 27 条の規定は適用されない。宇賀・前掲注⁽⁸²⁾ 277 頁。

(277) 個人情報の保護に関する法律施行規則 29 条 3 号。

(278) 個人情報保護委員会「Q 5－2 取得した個人情報は、いつ廃棄しなければなりませんか。」(https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q5-2/)。

(279) 同上。

ただし、安全管理措置を講ずることは義務であるが、その具体的な内容は、個人情報取扱事業者の規模、経済力等の諸般の事情を考慮して、過大な負担とならない範囲で義務付けられる⁽²⁸⁰⁾。

第 3 節 国際的な情報交換の実現

本章冒頭でも述べた通り、我が国は、まず国内の情報収集体制の整備、すなわち法定調書型によるプラットフォーム情報報告制度の構築を優先すべきである。国際的な自動的情報交換ネットワークへの参加については、国内制度が一定の形を整えた後に、費用対効果等を勘案しながら慎重に判断すべきであるが、現時点での課題を整理する。

1 法定調書の自動的情報交換

既に我が国には、法定調書ベースで把握した支払情報を、租税条約に基づき自動的に外国税務当局へ送付する仕組みが存在する⁽²⁸¹⁾。具体的には、非居住者又は外国法人に対する支払について支払調書を提出する場合、当該支払を受ける者が日本と自動的情報交換が可能な国・地域（令和 6 年 7 月 1 日現在で 83）に居住しているときは、同一内容の支払調書を 2 部提出することが義務付けられている⁽²⁸²⁾。提出は e-Tax 又は書面により行い、提出された情報は、国税庁によって一括管理された上で、該当する税務当局へ送付される。

これにより、利子、配当、ロイヤルティ、不動産使用料、給与・報酬、株式の譲渡対価等、国内源泉所得に関する支払情報が、源泉徴収税額や支払年月日等の付随情報とともに、毎年各国・地域に提供されている。令和 5 事務年度においては、約 75 万件の支払情報が海外の当局へ送付された実績があ

(280) 宇賀・前掲注(82) 233 頁。

(281) OECD モデル租税条約 26 条（情報交換）参照。

(282) 所得税法 225 条① 8 号等参照。併せて、国税庁「No.7400 法定調書の提出義務者（令和 6 年 7 月 1 日現在）」

（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hotei/7400.htm>）。

る⁽²⁸³⁾。

なお、ここで行われている自動的情報交換は、国内源泉に基づく支払情報をベースに送付するものであり、金融口座残高を中心とする共通報告基準（CRS）とは構造が異なる点に注意を要する。CRS が金融機関の口座情報に基づき、利子・配当等口座内で発生した収益を報告対象としているのに対し、法定調書の情報交換は、あくまで日本国内で発生した源泉所得に基づく支払情報を送付する形式である。

このため、法定調書の情報交換は源泉地国課税を前提とする設計となっており、源泉地と報告主体（支払者）が原則として一致する点に特徴がある。ここでは、支払者が取引相手の属性情報を把握し、報告義務を履行する構造となっている。

しかし、前述のとおり、プラットフォーム経済においてプラットフォーム事業者は必ずしも支払者とは限らず、単なる仲介者にとどまる場合も多い。このため、従来の支払者概念に基づく法定調書の自動的情報交換制度では、プラットフォーマー調書で収集した情報を他の国・地域へ送ることはできないと考えられる。

2 新しい情報交換ネットワークへの参加

この構造を踏まえれば、将来的にプラットフォーマー調書で得た情報について国際的に交換を目指す場合には、租税条約による既存の情報交換の枠組みでは限界がある。そのため、単に法定調書を拡大するだけでなく、MRDP に整合するデータ項目・交換仕様への技術的適合を整備し、OECD の DPI-MCAA に署名した上で、二国間交渉により各々の国・地域について有効化を行い、新しい情報交換ネットワークへ参加することとなる。

(283) 国税庁「令和 5 事務年度 租税条約等に基づく情報交換事績の概要(令和 7 年 1 月)」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/eoi/gaiyo.htm>)。

第 4 節 プラットフォーム課税の応用可能性

DAC7 は、EU 域外のプラットフォーム事業者にも報告義務を課している。日本においてプラットフォーマー調書を設計する際も、国外事業者をどの範囲まで対象に含めるかが重要な論点となる。この点については、ゼロベースから検討するより、消費税における既存のプラットフォーム課税を参考とするアプローチが現実的である。

1 国外事業者への適用

令和 6 年度税制改正により、プラットフォーム課税が導入された。これは、プラットフォームを介した取引において、納税義務者である個々の国外サプライヤーの特定や調査・徴収が困難となっていた状況を踏まえ、税務執行上の課題や国外事業者と国内事業者間の競争条件の公平性を考慮し、プラットフォーム事業者に申告納税を担わせる仕組みである⁽²⁸⁴⁾。

具体的には、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内の消費者等に提供する電気通信利用役務について、特定プラットフォーム事業者を介してその対価を收受する場合、「当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして」⁽²⁸⁵⁾、納税主体が国外事業者から特定プラットフォーム事業者に転換される。

特定プラットフォーム事業者とは、一定の要件を満たすプラットフォーム事業者であるとして、国税庁長官の指定を受けた事業者をいう。国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において対象となる電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が 50 億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者として指定する⁽²⁸⁶⁾。

現在のところ、Apple (Store, Books, Podcasts)、Amazon (AWS Marketplace)、

(284) 財務省「令和 6 年度 税制改正の解説」790-791 頁（消費税法等の改正）。

(285) 消費税法 15 条の 2①。

(286) 消費税法 15 条の 2②。

Google Play 等の大規模な事業者が指定されている⁽²⁸⁷⁾。上記改正は、令和 6 年 4 月 1 日に施行されており、令和 7 年 4 月 1 日以後に国内において行われる消費者向け電気通信利用役務の提供について適用される。

この枠組みを応用すれば、一定規模以上のプラットフォーム事業者に対し、販売者情報（氏名、住所、取引額、手数料等）の報告義務を課す国内制度を設計することが可能と考えられる。対象を限定することで、大規模プラットフォーム事業者にコンプライアンス負担を集中させつつ、中小事業者への過度な負担を回避できる可能性がある。

2 制度的課題

以上のとおり、消費税のプラットフォーム課税制度を参照した設計は現実的かつ有効であるが、そのまま応用するにはいくつかの留意点がある。報告義務の対象範囲、国外事業者への執行、収集すべき情報の性質や事業者負担の大きさ等、複数の観点から検討を要する。

（1）基準と対象範囲

まず、制度の適用対象を限定する基準（閾値）の設定が問題となる。閾値が高すぎれば、対象が大規模プラットフォーム事業者のみに限られ、税務当局が把握すべき重要な課税ベースの不足が生じるおそれがある。一方で閾値が低すぎれば、中小事業者に対する負担が相対的に大きくなる。

現状、一定規模以上のプラットフォーム事業者のみがプラットフォーム課税の対象となるのは、「納税義務の適切な履行が期待できる税務コンプライアンスや事務処理能力を持つ一定の者に限定する必要がある」ことが理由とされる⁽²⁸⁸⁾。仮にプラットフォーマー調書において、国内で副業的に活動する個人の販売者まで対象を拡大した場合、制度対応に伴う負担や不確

(287) 国税庁「特定プラットフォーム事業者名簿（令和 6 年 12 月 6 日現在）」

（<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kazei/index.htm>）。

(288) 財務省「令和 6 年度 税制改正の解説 消費税法等の改正」792 頁。従前の取扱いとの比較と制度概要是、渕圭吾「プラットフォーム課税制度の創設」ジュリスト 1603 号 45-50 頁（有斐閣、2024 年 11 月）。

実性が一部の事業者にとって高まる可能性がある。

(2) 国外事業者への執行

国外プラットフォーム事業者に報告義務を課すこと自体は、制度上可能である。しかし、実際の運用段階では、協力拒否、名目的な拠点回避、情報不提供といった対応が想定され、執行には構造的な限界があると考えられる⁽²⁸⁹⁾。

また、プラットフォーム課税においては、巨大プラットフォームが日本市場での事業展開を継続する必要性から、制度に協力するインセンティブが相対的に高かったと考えられる。これに対し、プラットフォーム情報報告制度では、収集・報告に要するコストに見合う利益がプラットフォーム事業者に必ずしも存在せず、制度参加を促す動機づけが弱い可能性がある。このため、日本国外に拠点を有するプラットフォーム事業者に対しては、単なる国内法上の義務付けにとどまらず、国際的な協力枠組みを活用した設計が必要となる。

(3) 情報の性質

プラットフォーム課税と比較すると、プラットフォーマー調書では収集対象となるデータの性質が根本的に異なる。具体的には、プラットフォーム課税では、取引発生時点の課税対象額（売上高）の把握が中心であるが、プラットフォーム情報報告制度では、対価総額、手数料控除額、販売者の居住地等、より多くの情報が求められる。特に、販売者の納税者番号（TIN）の取得、年間ベースでの売上額の計算、免除判定といった作業は、プラットフォーム事業者にとって新たな管理負担となる⁽²⁹⁰⁾。この結果、プラットフォーム事業者に発生するコンプライアンスコストは無視できない規模となる。

(289) 国外プラットフォーム事業者に対するプラットフォーム課税の執行上の問題等を論じたものとして、渡辺智之「プラットフォーム課税の諸論点」税研 239 号 61-69 頁（日本税務研究センター、2025 年 1 月）。

(290) プラットフォーム課税を論じた溝口論文（税務弘報 2024 年 3 月）「V DAC 7 との関係」でもデータが膨大になることが懸念されている。溝口・前掲注(11)。

具体的には、売上高データを基に対応可能なプラットフォーム課税とは異なり、所得情報の正確な把握・分類・保存には、システム改修、e-KYC の強化、データ管理体制の高度化等、相応の投資が必要となる。特に国外プラットフォーム事業者にとっては、日本独自の報告要件に適合させるための追加開発コストや運用負担が大きくなる可能性がある。

したがって、制度設計にあたっては、段階的な義務適用を行い、初期段階では報告項目や検証水準を一定程度簡素化することが望ましい。こうした設計により、事業者側のシステム対応を容易にし、制度の円滑な定着とデータの品質向上を両立させることが可能となる。

第 5 節 技術主導の税務執行への転換

1 情報管理の要請

プラットフォーム事業者から大量の個人情報を受領する報告制度を導入するにあたり、政府機関、特に国税庁は、個人情報保護法をはじめとする関連法令に基づき、厳格な情報管理を行うことが求められる⁽²⁹¹⁾。マイナンバー等の機微情報を含むデータについては、漏洩・毀損・滅失の防止を目的とした安全管理措置が必要である。

また、プラットフォームを介した少額・高頻度の取引に関する情報は、従来の第三者報告（源泉徴収票や支払調書等）と比較して情報量が格段に多くなるため、情報の受領・管理体制には従来とは異なる高度な対応が求められる。すなわち、数百万から数千万件規模の取引情報を国税当局が受領・保存・照合するには、大量のデータ処理に対応可能な情報インフラの整備が前提となり、現行の e-Tax システムを活用しつつも、その機能を大幅に強化する必要がある。このため、制度設計からシステム開発・検証・運用に至る各段階で、大規模な技術的・財政的負担が避けられない。

(291) 個人情報保護法 66 条は、行政機関が安全管理措置を講じることを定めている。

2 技術への投資と協力関係

令和 7 年度当初予算では、国税庁の基幹 IT 支出は約 603 億円に達しており、その内訳は KSK 関連で 473 億円、e-Tax 関連で 103 億円とされている⁽²⁹²⁾。近年、e-Tax 予算は大型刷新フェーズ終了やガバメントクラウド移行に伴い、縮小傾向にある⁽²⁹³⁾。

EU における DAC7 影響評価レポートを踏まえると、プラットフォーム情報報告制度導入には、①e-Tax 拡張（報告ポータル構築）、②KSK 連携改修（取引データ格納機能）、③情報交換インターフェース整備（暗号鍵管理含む）、④運用体制整備（マニュアル策定、職員研修、ヘルプデスク設置）といった複数の投資が必要となる。これらを単年度で一括実施するには、現行の IT 予算を大幅に上回る可能性が高い。

こうした予算・技術的制約下では、制度設計においては段階的な導入を採用することが現実的である。これにより、初期費用の集中を回避しつつ、制度の定着に必要な準備期間を確保することができる。

将来的には、税制や手続を法的抽象概念として捉えるだけでなく、納税者及び第三者との協力関係、並びに IT インフラの整備状況等の観点から、制度の具体的な執行可能性を検討するプロセスが重要となるであろう。

(292) 財務省「令和 7 事務年度 国税庁実績評価事前分析表」20 頁（業績目標に係る予算額 7 年度当初）。なお、「国税庁レポート 2024」66 頁には、政府情報システム関連予算 812 億円がデジタル庁に一括計上されているとの記載がある。

(293) 同上、e-Tax 行（令和 4～7 年度）。

結語 制度横断改革の必要性

本稿で検討してきたプラットフォーマー調書は、単なる新制度の導入ではなく、既存の制度・税務行政・国際協調を横断する制度設計の一環として捉えるべきである。短期的には、現行の法定調書を段階的に発展させ、居住者情報を把握し、その精度を高めることが優先課題となる。他方、中長期的には、MRDP／DAC7 との整合性を意識しつつ、国内 IT インフラの拡充と情報交換ネットワークへの参加を見据えた対応が求められる。この過程には、①新法の立法措置、②国税庁をはじめとする関係機関の IT 基盤の整備、③国内外プラットフォーム事業者との協力体制の構築、④DPI-MCAA への署名及び有効化を含む国際交渉、といった要素が複合的に発生する。

この点で参考となるのが、英国の漸進的な改革である。英国は EU を離脱した後、EU 指令の法的拘束を受けない立場となりながらも、MRDP に準拠した独自の Reporting Rules for Digital Platforms (RRDP) を 2024 年 1 月から導入した⁽²⁹⁴⁾。さらに 2025 年 3 月からは、RRDP・法定調書・共通報告基準(CRS) を横断する第三者報告制度の再設計に着手している⁽²⁹⁵⁾。

英國税務当局 (HMRC) は、第三者報告制度の再設計に係るパブリック・コンサルテーション文書の中で、「提供される情報の範囲にもかかわらず、HMRC は、税務管理における第三者データの使用において、国際的な比較対象に遅れを取り続けている」⁽²⁹⁶⁾との自己評価を示し、同文書では「lag (遅れ)」という語が繰り返し使用されている。これは、(一見すると謙遜にみえるものの、)

(294) HMRC, “Better Use of New and Improved Third Party Data to Make It Easier to Pay Tax Right First Time,” Annex D: Further phases of reform, Consultation, 26 March 2025 (<https://www.gov.uk/government/consultations/better-use-of-new-and-improved-third-party-data/better-use-of-new-and-improved-third-party-data-to-make-it-easier-to-pay-tax-right-first-time>). RRDP は、2025 年 1 月 31 日までに初回報告が実施された。

(295) *Ibid*, Foreword.

(296) *Ibid*, 1. Overview and context, Introduction. “However, despite the range of information provided, HMRC continues to lag behind international comparators in its use of third-party data for tax administration.”

HMRC が第三者からのデータ収集とその活用において国際的なベストプラクティスから遅れている現状を認識し、それを改善しようとする意図の表れともいえる。

この英国型のアプローチこそ、日本が学ぶべき発想である。求められるのは、単に OECD や EU のモデルを輸入するのではなく、情報収集の範囲・手段・執行可能性のバランスを可視化し、国内法と整合させる制度設計である。このような制度構築には多大なコストを要するが、それは将来の税務行政を支える基盤であり、国際的な信頼のための投資と位置付けるべきであろう。

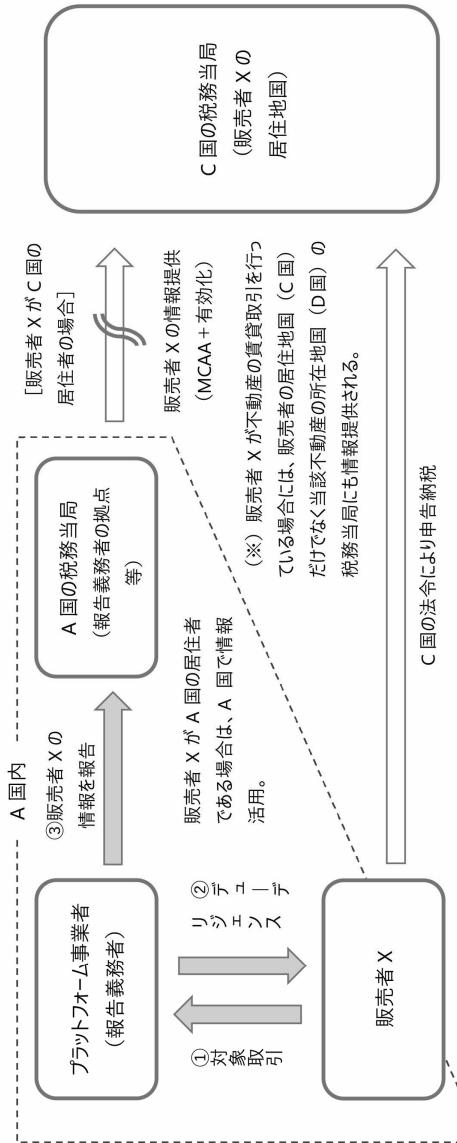
近年、OECD 主導による国際的なルール形成に対し、各国・地域が自らの法制度や課税権を維持しつつ、主体的に対応しようとする動きが広がっている。25 年 6 月の G7 声明において「課税主権 (tax sovereignty)」の尊重が明記されたことも、国際協調と国内制度の調和を両立させる方向性を象徴している⁽²⁹⁷⁾。

こうした議論は、日本におけるプラットフォーム情報報告制度の在り方を検討する上でも、より精緻なアプローチの必要性を示唆している。今後の制度設計にあたっては、単に国際基準に追随するのではなく、国内制度や行政資源、経済構造との調和を前提とした戦略が求められる。それによって初めて、我が国は「国際的に遅れている (lag)」という自己認識を脱却し、税務行政 3.0 への転換を真に実現できるであろう。

(297) G7・前掲注(150)「グローバル・ミニマム課税に関する G7 声明（令和 7 年 6 月 28 日）」。

別紙1

MRDP+MCAA の概要



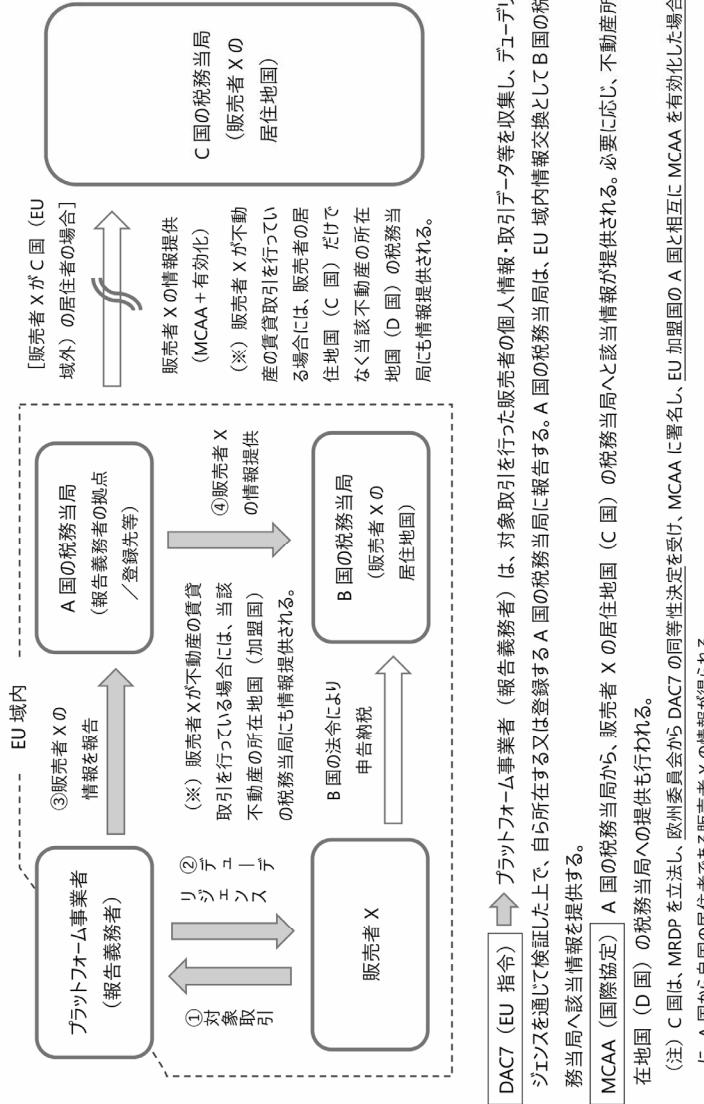
MRDP (国内法) プラットホーム事業者（報告義務者）は、対象取引を行った販売者の個人情報・取引データ等を収集し、デューデリジエンスを通じて検証した上で、自ら所在する A 国の税務当局に報告する。

MCAA (国際協定) A 国の税務当局から、販売者 X の居住地国 (C 国) の税務当局へと該当情報が提供される。必要に応じ、不動産所在地国 (D 国) の税務当局への提供も行われる。

(注) C 国は、MCAA に署名し、A 国と相互に MCAA を有効化した場合に、自国の居住者である販売者 X の情報が得られる。C 国に MRDP 相当の国内法がない場合であっても、情報を MCAA により受領できる可能性がある (MCAA, Backgound, para.4.)。

別紙 2

DAC7 + MCAA の概要



別紙 3

DAC シリーズ一覧

DAC (採択年)	主な制度内容（情報交換対象）	背景・契機
DAC1 (2011)	EU 域内での税務行政協力の基本的枠組み。5 類型の所得・資産情報の自動的交換（給与、役員報酬、年金、不動産所得／所有、生命保険）を導入。情報要請・自発的提供・自動的情報交換のルール策定。	旧指令 77/799/EEC を刷新し、域内の公平な課税を図る目的。
DAC2 (2014)	金融口座情報の自動的交換。銀行等の金融機関が報告した口座残高・利息・配当・譲渡益等を居住地国の税務当局と年次交換。OECD 共通報告基準（CRS）を EU 域内で実装。	FATCA や Swiss Leaks を契機に OECD で CRS 合意（2014 年）がなされ、100 か国以上が参加する国際基準に沿い、EU で制度を構築。
DAC3 (2015)	税務ルーリング及び APA 情報の自動的交換。年 2 回の定期交換と中央ディレクトリ経由の情報閲覧。	2014 年 Lux Leaks や OECD BEPS 行動 5 の勧告を踏まえ、有害な税の競争を抑制するために導入。
DAC4 (2016)	多国籍企業の国別報告書（CbCR）の自動的情報交換。連結売上 7.5 億ユーロ以上の企業グループが提出する各國別の売上・利益・税額等の報告書を加盟国間で共有。	OECD BEPS 行動 13 に沿った措置。Google・Apple 事件等の多国籍企業の税逃れに対処するため、2015 年 BEPS 最終合意を受け EU で法制化。
DAC5 (2016)	AML（アンチマネーロンダリング）情報、例えば金融機関や登記所等が保有する実質的支配者情報や取引記録等への税務当局のアクセスを定める。新たな報告項目の追加ではなく、既存 AML データを税務目的で利用。	2016 年パナマ文書によりペーパーカンパニーの利用が問題となり、マネーロンダリング対策で収集した実質的支配者情報等を税務にも活用。
DAC6 (2018)	租税回避スキームの報告・交換制度（義務的情報開示）。税務仲介者が一定の節税スキームを自国の税務当局に届出、当局間で交換。	パラダイス文書（2017）等で顕在化した Aggressive Tax Planning (ATP) への対応。OECD BEPS 行動 12 の勧告を受け、各種スキームを当局が早期に警戒する仕組みを導入。

DAC7 (2021)	デジタルプラットフォーム事業者による所得関連情報の報告制度。対象となる事業者に販売者の氏名・住所・対価総額等を報告させ、加盟国間で交換。対象は、不動産の賃貸・個人サービス・物品販売・輸送手段の賃貸。この他、合同税務調査やグループ照会を制度化。	デジタルエコノミー拡大で生じた税務上の課題に対処。2020 年の OECD モデルルール (MRDP) に沿い、適正な課税のための報告制度を導入。
DAC8 (2023)	暗号資産・デジタルマネー取引情報の自動的の交換。暗号資産取引所等にユーザー取引の報告義務を課し、EU 各国で共有。EU 暗号資産規則 (Markets in Crypto-Assets, MiCA) の定義に基づき、仮想通貨・ステーブルコイン・一部 NFT 等幅広く対象。	暗号資産市場の急成長に伴う新たな税務上の課題に対応するため、非中央集権的資産への透明性を確保する目的で導入。OECD の CARF 基準 (2022 年) と整合。
DAC9 (2025)	グローバル・ミニマム課税 (第 2 の柱) の情報共有。多国籍企業グループは各国に個別報告せず、1 つの国に情報の一括して提出し、それが関係当局に共有される。GloBE 情報申告 (OECD 様式) に準拠。	OECD で合意されたグローバル・ミニマム課税 (2021 年) の実施に伴う企業の重複報告負担を軽減。2022 年の EU グローバル・ミニマム課税指令の履行を円滑化。

【出典】各 DAC の前文、欧州委員会 Taxation and Customs Union サイトの解説ページ。

別紙 4

DAC7 の影響評価レポート（欧州委員会、2020）

1. 税収増加額の予測

$$\text{税収増加額} = V \times y \times t \times p$$

V 各セクターにおける欧州の総取引額（推定）

y 上記取引のうち課税対象となる割合（宿泊施設、輸送、その他のサービス、物品販売については 65%、金融については 25%）

t 平均税率（下限 20%、上限 40%）

p 現在申告がなく、DAC7 により報告されるようになる収益の割合（全セクターで 50% と仮定）

（レポート 32 頁参照）

[Table 7] 上記 V の各セクターの総取引額（2018 年）※百万ユーロ

セクター	1. 宿泊施設	2. 輸送	3. その他のサービス	4. 金融	5. 物品販売	合計
独自推定	15,272	6,303	6,137	6,638	20,713	55,064

[Table 9] 税収増加額の推計（2018 年）

※百万ユーロ、右網掛けは百万円（1 ユーロ = 160 円）

範囲	対象セクター	プラットフォーム事業者の数	下限		上限	
			1,135	181,600	3,816	610,560
限定的	1+2+3	600				
中間的	1+2+3+4	1,000	1,300	208,000	4,377	700,320
全面的	1+2+3+4+5	2,000	2,647	423,520	7,070	1,131,200

加盟国を対象とした協議では、全セクターで活動するプラットフォームの平均数を 1 加盟国あたり約 85 と仮定し、EU27 か国では約 2,300 のプラットフォーム数になると計算（レポート 83 頁）。

2. コストの見積り

[Table 10] 導入・運用コスト（全面的範囲）

※百万ユーロ、右網掛けは百万円（1 ユーロ = 160 円）

	初期費用（一回限り）		経常費用（年次）	
プラットフォーム（全体）	875	140,000	105	16,800
EU 税務当局（27か国）	189	30,240	31.5	5,040
欧州委員会	0.8	128	0.1	16

全面的範囲の場合、報告対象となる販売者の数を 3,500 万人（レポート 85 頁）、プラットフォーム事業者を約 2,000 として計算（限定的／中間的範囲では前提が異なる）。税務当局の経常費用には、administrative costs (AC)に加え、enforcement costs (EC)を含む。詳細な手法と条件は、レポート Annex 4 に記載。

【出所】 European Commission, “Commission Staff Working Document: Impact Assessment accompanying the document Proposal for a Council Directive amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation,” SWD(2020) 131 final.